

「白幡上町自治会」の地域まちづくり組織としての認定 及び 「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」のプラン認定について

1. 地区の状況とまちづくりの歩み

(1) 白幡上町の状況

白幡上町は高台や傾斜地に位置し、急坂や狭い道路が網目状につながっているため、災害時の緊急車両の通行や住民の早期避難に課題があります。また、既存の防犯灯などの老朽化や狭い歩道による車両事故の危険性などから防犯対策も喫緊の課題です。

のことから、白幡上町自治会を中心に住民間の交流を図る各種のイベント活動、防災・防犯活動を通じて安全・安心な地域の住環境の向上に取り組んできました。

しかし、イベント等に参加する住民の間では、協力し合う防災・防犯の意識が高まってきてはいますが、転出入等によって、住民の入れ替わりもあることから、地域のビジョンを明確に共有する必要がありました。

そこで、地域の防災・防犯の課題や、まち全体で安全性を向上させる考え方を共有し、行政と連携して、できることから地域の住環境の向上に取り組んでいくためにプランを策定しました。今後これに基づき、有事の際に備えた実現性を伴う整備や活動の検討を行いながら、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進していきます。

(2) これまでの経緯

活動年月		活動内容	定例検討会
平成 27 年度	平成 28 年 3 月	まち歩き調査・ワークショップで地域の課題を発見しアンケートを実施。内容を報告書がまとめたが、具体的な取組に向けた体制が整わず中断。	
令和 3 年度	令和 3 年 4 月	白幡上町自治会のグループ登録	月 3 回程 まちづくり 検討会を 実施
	令和 3 年 8 月	まち歩きフェスタ実施 第一回アンケート調査を実施（平成 27 年度アンケート比較するために同じ質問項目で実施）	
	令和 3 年 10 月	Kami チャレ活動（子ども会企画イベント）でまち歩き実施	
令和 4 年度	令和 4 年 4 月	第二回アンケート調査（プランの素案を周知・意見募集）	月 3 回程 まちづくり 検討会を 実施
	令和 4 年 6 月	防災訓練（同日に 2 エリアで実施）	
	令和 4 年 11 月	最終アンケート調査（プラン案の周知・意見募集） 防災訓練（同日に 2 エリアで実施）	
	令和 4 年 12 月	防災訓練（同日に 2 エリアで実施）	
	令和 5 年 1 月	プラン案の最終精査、まちづくりニュース「しらかみ」発行（最終アンケート調査の結果を周知）	

2. 組織認定における認定基準等への適合について

- (1) 団体の活動の対象となる地域の地域住民等で構成されていること又は当該地域住民等及び地域まちづくりに関する活動を行う者で構成されていること（条例第9条第1項第1号）

添付資料（会則 p. 1）のとおり、地域住民等で構成され、区域内に有す津法人や団体は、その団体内での個人が賛助会員等の形で参加することできることが定められています。

本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。（会則第4条）

本会の区域内に有する法人や団体は（中略）法人や団体内での個人として本会の活動に賛助等の形で参加することができる。（会則第5条）

【添付資料 p. 16】

- (2) その取組が、団体の活動の対象となる地域の地域住民等の多数の支持を得ていること（条例第9条第1項第2号）

活動内容については、自治会広報紙「しらかみ」を居住者等に配布することで周知を図っています。【添付資料 p. 24～p. 40】

最終アンケート結果を踏まえ、関係行政とも調整を進め、令和4年11月には「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」及び「白幡上町自治会」認定に関する最終アンケート調査を実施しました。結果として、プラン認定の賛同率が97.6%が、組織の賛同率が99.4%でした。自由意見はWEB回答も含めて149件あり、うち賛成意見が146件、支持等の意見が3件でした。

なお、整備予定箇所の選定方法等に関する意見に対し、当該箇所に関するこれまでの地域住民からの要望及びプラン策定の経緯など詳細に記載した書面で回答するなど、住民理解を深めるための丁寧な対応を進めています。

【添付資料 p. 65～p. 84】

- (3) 特定のものの利益を図り、又はこれに損害を加えることを活動の目的とするものでないこと（条例施行規則第5条第3項第1号）

プランの内容は地域が共同で防災・防犯活動の実施し、安心・安全でより良好な地域社会の実現に向けて推進するものです。また、組織の活動目的についても、添付資料（会則 p. 1）に定められた内容に沿ったものとなっています。

本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。（会則第3条）

【添付資料 p. 16】

(4) 具体的かつ継続的な活動の計画が策定されていること。(条例施行規則第5条第3項第2号)

当会の活動にあたっては、「活動計画書」を策定し、年度ごとに取組の優先順位をつけながらプランの実現に向け積極的に活動を行います。また、取組ごとにプロジェクトシートを作成して、スケジュール管理を行います。

【添付資料 p. 12~13】

(5) 当該団体の代表者及び事務局の所在地並びに団体の意思決定の方法が定められていること

(条例施行規則第5条第3項第3号)

添付資料（会則 p. 1~4）のとおり、当該団体の代表者及び事務局の所在地並びに団体の意思決定の方法が定められています。

本会は白幡上町自治会と称し、主たる事務所を横浜市神奈川区白幡上町 31-2

白幡上町自治会館内に置く。（会則第1条）

会長は本会を代表し、会務を総括する。（会則第12条）

総会は、全会員をもって構成する。（会則第16条）

総会は、会長が招集する。（会則第20条）

総会は、全会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。（会則第22条）

総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。（会則第23条）

【添付資料 p. 16~19】

3 プラン認定における認定基準等への適合について

(1) プランの対象となる地域住民等の多数の支持を得ていること（条例第10条第1項第1号）

グループ登録した令和3年度以降、地区内の危険個所を把握するため、住民参加型の防災のまちあるきを実施するなど、地域住民の意見や課題を収集してきました。【添付資料 p. 41】

プラン策定にあたっては、素案（たたき台）段階において令和4年3月に「地域まちづくりプランのたたき台」についてのアンケートを実施し、この結果を踏まえ令和4年4月から12月にかけて意見交換会を開催し、プラン案に盛り込む内容を精査してきました。さらに地域で防災訓練の範囲を拡大して、そこで得られた情報も内容に加えました。地区内の様々な意見や取組を反映し「防災まちづくりプラン（案）」を作成し、令4年12月に「地域まちづくりプラン（案）「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」に関する意向確認」を実施しています。その結果を踏まえ要望事項等を反映しながら最終のプラン案を作成しています。【添付資料 p. 55~88】

最終アンケート調査（令和4年11月実施）

●配布数 計 1,280 (地区内居住者、関係者等へ配布)

●回収数 計 530 (回収率 41.1%)

【地域まちづくり組織】

賛成 501 反対 0

【地域まちづくりプラン】

賛成 498 反対 3

【自由意見】

意見数 149 件 (うち賛成 146 件、支持等意見 3 件)

【添付資料 p. 73～84】

- (2) 都市計画法第18条の2の規定に基づき定められた横浜市都市計画マスターplanその他市が策定した地域まちづくりに関する計画に整合していること（条例第10条第1項第2号）

都市計画マスターplan磯子区プランにおいて、以下の目標及び方針に整合しています。

【都市防災の方針】

- 地震、火災、風水害など様々な災害に強い防災まちづくりを進めるとともに、万が一災害が生じても、被害を最小限に止め早期に復旧できる体制を強化します。また、犯罪の起こりにくいまちづくりへの取組を進めます。
- 地域における防災力向上を図るため、まちの防災組織の活性化に取り組みます。
- 地域住民によるまちづくり協議会の発足や防災まちづくり計画の策定を支援し、災害に強いまちづくりを推進します。
- 初期消火のための設備の拡充するなどして、地域の初期消火体制の強化に努めます。
- 地域の防災組織による、安全な避難ルートの確保や災害時に利用できる施設等の確認を支援します。
- 犯罪の発生を未然に防ぎ、安心して生活できるまちの実現に向け、道路・公園・建物を整備する際には、道路の隅切り等による死角の抑制や、防犯灯設置等により暗い場所をつくらないなど、犯罪の抑止の視点を考慮したまちづくりを推進します。

【添付資料 p. 85～89】

- (3) 特定のものの利益を図り、又はこれに損害を加えることを内容とするものでないこと

（条例施行規則第9条第3項第1号）

当プランは、災害時に住民が防災力を発揮しつつ日常的にも防災意識を高めることで、地域全体の安心・安全な生活を維持するものであり、様々な活動やアンケート調査等により広く意見を求めて策定されたものとなっています。

【添付資料 p. 3】

- (4) 対象となる地域及びその内容が地域まちづくり組織の活動対象地域及び活動計画に整合していること（条例施行規則第9条第3項第2号）

当プランの対象となる地域は、白幡上町自治会の活動対象区域と一致しています。

また、プランの内容は災害に強いまちにしていくためのものであり、白幡上町自治会の活動内容と整合しています。

【添付資料 p. 23】

【添付資料 p. 3】

以上により、

「白幡上町自治会」及び「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」について認定することしたい。

資料一覧

資料 1 地域まちづくり組織申出書	1
資料 2 地域まちづくりプラン申出書	2
資料 3 白幡上町防災・防犯まちづくりプラン	3
資料 4 活動計画書	12
資料 5 活動実績書	14
資料 6 会則	15
資料 7 構成員名簿	22
資料 8 活動対象区域図	23
資料 9 活動内容の周知を示す書類	24
資料 10 地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類	40
資料 11 都市計画マスタープランその他市が策定した地域まちづくりに関する計画に適合していることを示す書類	53

地域まちづくり組織認定申出書

令和5年 2月10日

(申出先)

横浜市長

申出者 団体名白幡上町自治会
 代表者住所 [REDACTED]
 代表者氏名 [REDACTED]
 代表者電話番号 [REDACTED]

横浜市地域まちづくり推進条例第9条第1項の規定により、地域まちづくり組織として認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

地域 まち づ く り 組 織	所在地	横浜市神奈川区白幡上町31-2
目的		白幡上町自治会は、町民間の交流を図る各種のイベント活動・防災活動・防犯活動や情報活動等を行うことにより、安全な地域の住環境を向上し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりの推進を目的とする。
活動対象地域		白幡上町全域

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 活動計画書
 - (2) 活動実績書
 - (3) 会則
 - (4) 構成員名簿（各構成員が当該団体の活動の対象となる地域の地域住民等（居住者、事業者又は土地建物所有者）又は地域まちづくりに関する活動を行う者のいずれであるかを記載したもの）
 - (5) 活動対象地域図
 - (6) 活動内容の周知の状況を示す書類
 - (7) 地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 3 この申出に基づき、地域まちづくり組織として認定した場合は、その旨を公表します。

地域まちづくりプラン認定申出書

令和5年2月10日

(申出先)

横浜市長

地域まちづくり組織の名称

白幡上町自治会

申出者 代表者住所

代表者氏名

代表者電話番号

横浜市地域まちづくり推進条例第10条第1項の規定により、地域まちづくりプランとして認定を受けたいので、次のとおり地域まちづくりプランの案に関係書類を添えて申し出ます。

	名称	白幡上町防災・防犯まちづくりプラン
地域 まち づくり プラン	策定目的	地域の子育て世代、高齢者、子ども等が安心安全に暮らせるまちを目指し、日常的なまちの安全性の向上などに加え、災害時には“住民が防災力を発揮できるまち”を作る。 また、活動を通じて助け合いや気遣い合いの自助共助が成熟したまちを作り上げる。
	対象地域	白幡上町全域

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 地域まちづくりプランに係る活動計画書
 - (2) 活動実績書
 - (3) 地域住民等への地域まちづくりプランの策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類
 - (4) 地域住民等の多数の支持を得ていること及び横浜市都市計画マスター プランその他市が策定した地域まちづくりに関する計画に整合していることを示す書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 この申出に基づき、地域まちづくりプランとして認定した場合は、その旨を公表します。

(A4)

**地域まちづくりプラン
白幡上町防災・防犯まちづくりプラン**

令和4年11月（最終アンケート）
白幡上町自治会

「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」のあらまし

1. 地域の成り立ちと課題

横浜市神奈川区白幡上町は、古くは江戸時代東海道から離れた寒村（白幡村）に始まり、昭和2年に開通した東京横浜電鉄（現、東急東横線）の沿線東側の丘陵地に郊外住宅地として発展した地域である。周辺には、白楽駅付近の六角橋商店街等の商業地も隣接する。町内は、主に小高い丘陵地で眺望が非常によく、日当たりの良い斜面地である。植栽等でのまちの環境づくりにも積極的であり、多世代に渡ってまちづくりに参画する意識も高い。魅力あるまちなみを誇りを持っている住民も多い地域である。

一方で、高台で傾斜地の住宅が多く、急坂や狭い道路が網目状につながり、災害時の緊急車両の通行や住民の避難に課題がある。木造住宅が密集した地域であり、大規模災害時の火災延焼被害が大きいとされる「不燃化推進地域」に指定されている。消火活動の改善が地域の課題としてあげられる。

町内の住民の防災意識が高く、これまでに消防訓練や防災フェアでの炊き出し訓練など様々な防災活動を進めてきた。地域のまちづくりの目標を定め、それに基づいた災害等に強いまちづくりに向けて活動を進めていく。

2. まちづくりのビジョン

白幡上町防災・防犯まちづくりプランでは、地域の子育て世代、高齢者、子どもなどの住民が安全安心に暮らせるまちを目指し、日常的なまちの安全性の向上などに加え、災害時には“住民が防災力を発揮できるまち”になることを目標とする。また、助け合いや気遣い合いの自助共助が成熟したまちを目指し、住民の日常的な防災意識の向上・推進を目標とする。防災・防犯に強いまちを実現する為、ハード・ソフト両面の活動を行う。

安全安心なまち

防災・防犯に強いまちの実現

日常的な防災活動など（自助共助）の推進

3. まちづくりの取組

まちづくりのビジョンを実現する取組として5項目をかかげる。白幡上町自治会が主体となり、必要なものについては関係機関と協議しながら取り組む。

①安全・安心な みちの改善と維持

- 災害時の避難ルートや日常的に良く使われるみちや、危険な階段の改善整備（路面の整備、段差の緩和、手すりの設置、防犯灯の設置等）
- 見通しの悪い交差点の改善検討（カーブミラーの設置等）

②災害に有効な 消防設備の設置と維持

- 町内の防災力を高める為の消防設備の拡充（消火栓（街かど消火栓）等）
- 既存消防設備の活用・周知（初期消火栓、消火器、防火水槽の活用・設置場所の周知）

③災害時の活動・ 支援場所の整備と維持

- 災害時の避難場所の整備と周知
- 防災トイレや防災備蓄庫の設置・更新・拡充、拠点施設（白幡上町自治会館）の耐震化・老朽化対策の検討等

④宅地（民地）の 安全性の確保・啓発

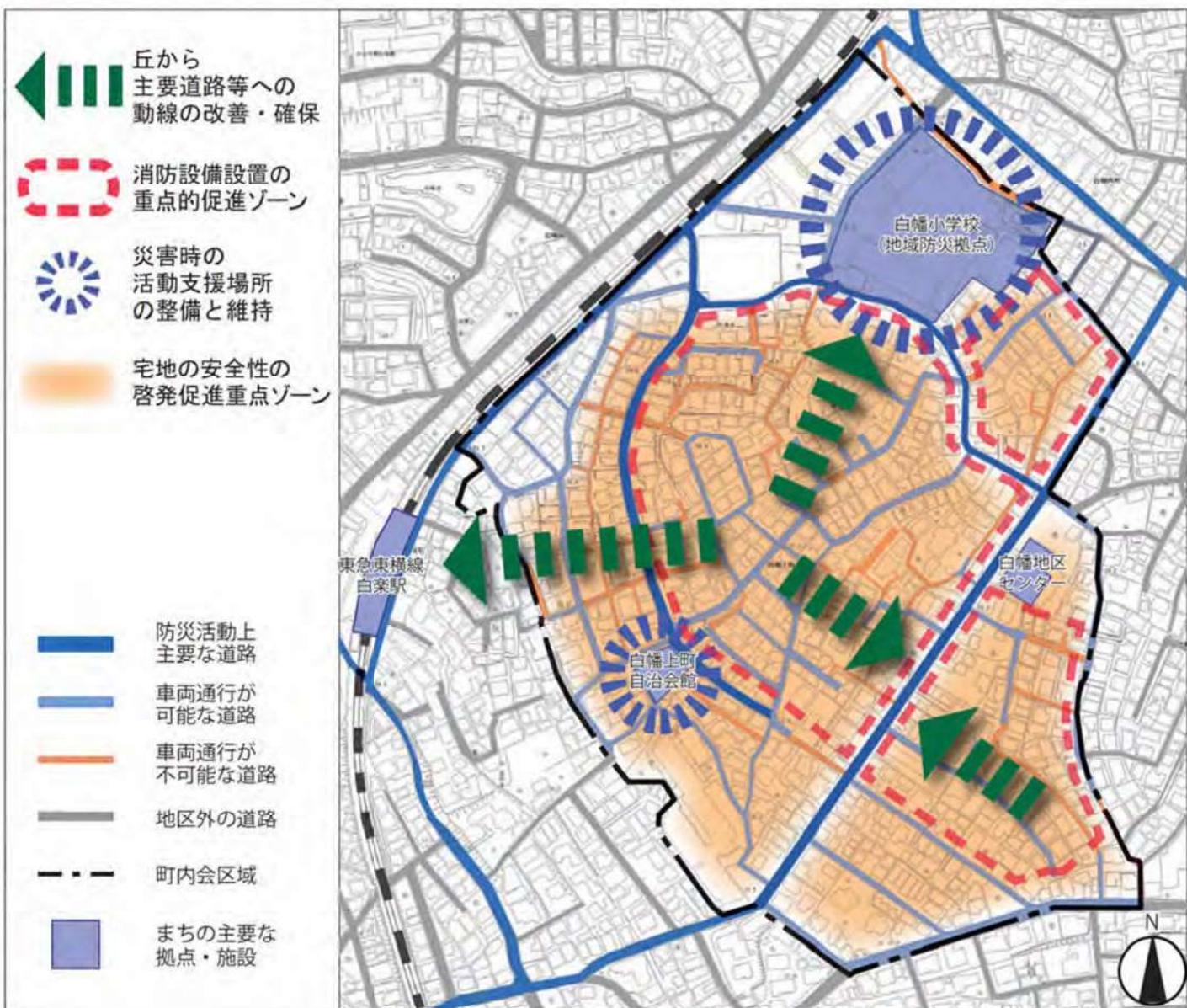
- 倒壊の危険性のあるブロック塀や崖などの改善の啓発（ブロック塀や崖などの改善に向けた補助金事業の案内、所有者への自主点検シートの配布等）

⑤日常的 地域防災活動の取組

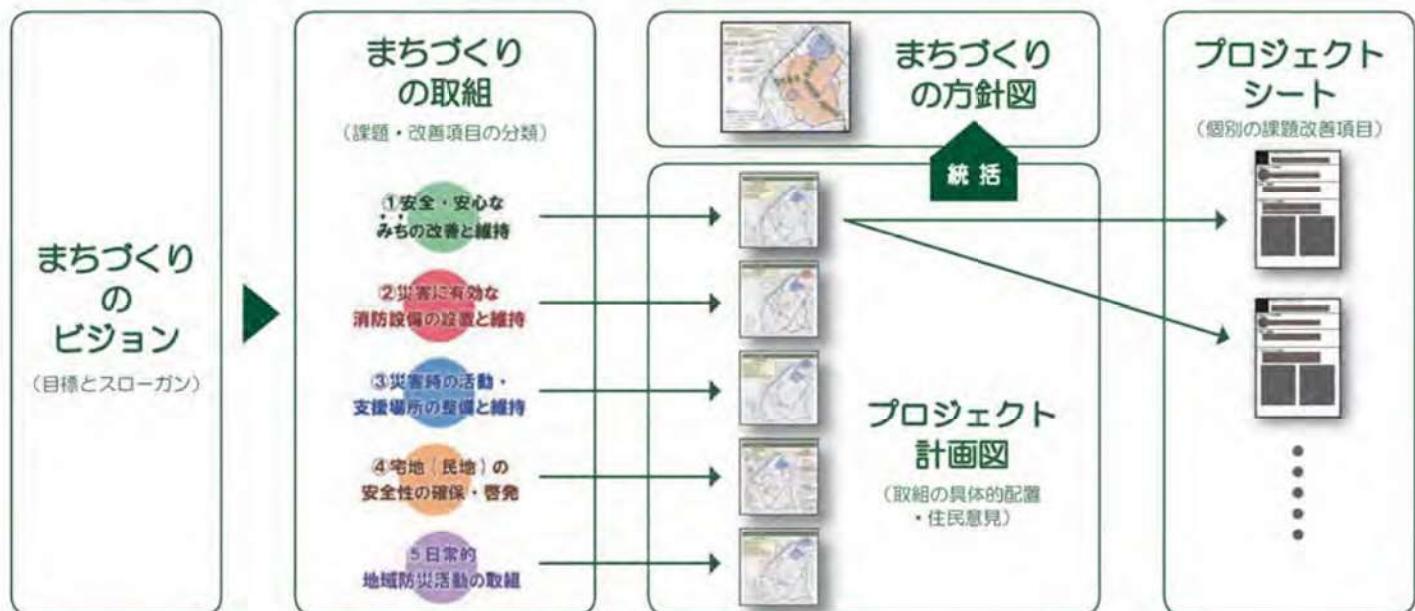
- 災害時の消防や救急の支援、日頃からの近隣同士のコミュニケーションの促進（防火・防犯パトロール、防災PR等）
- 防災訓練や減災イベント等の実施、災害対策本部運営マニュアル、災害時行動指針作成等
- 防災情報発信の促進

「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」のあらまし

4. まちづくりの方針図



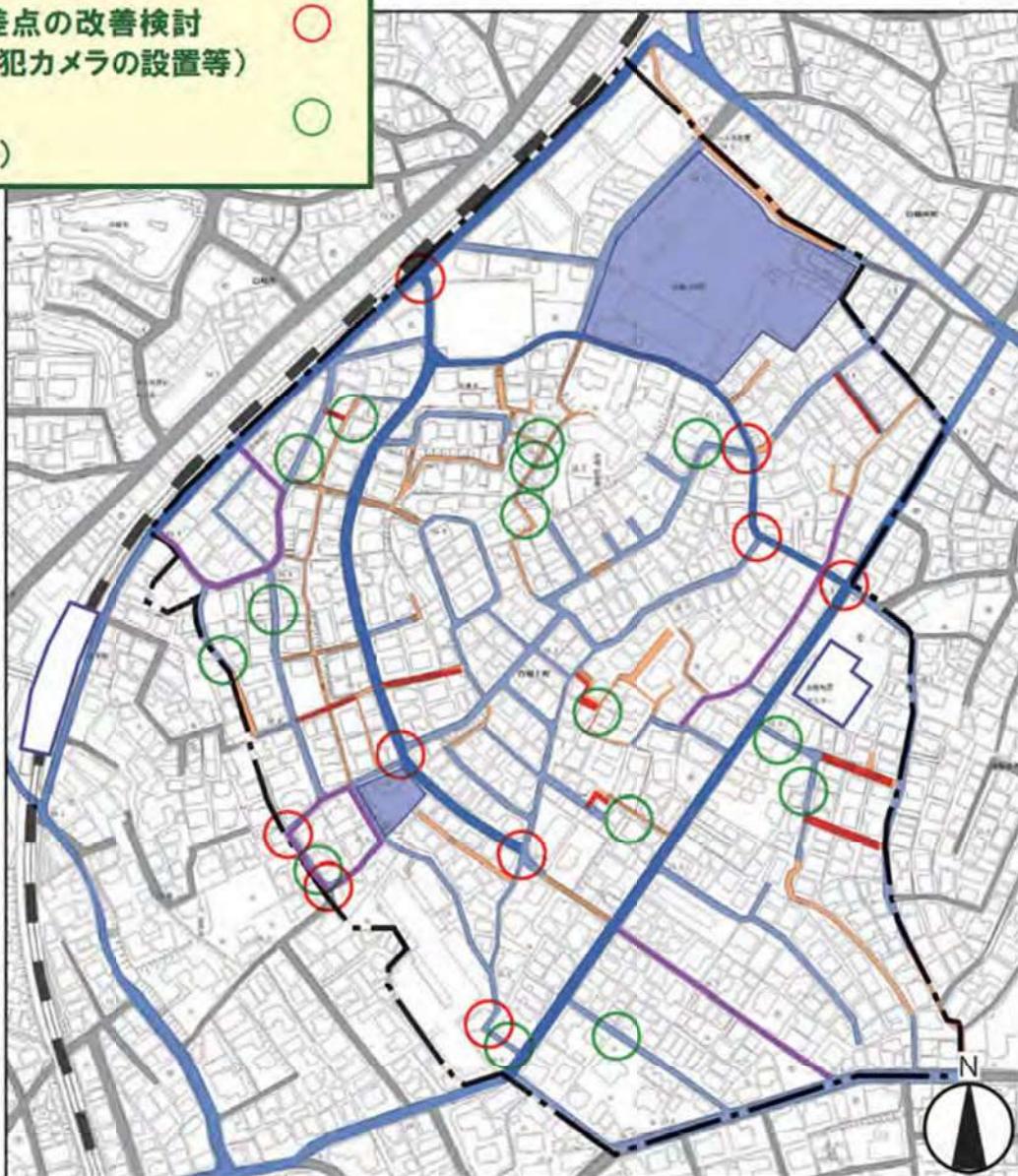
「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」の構成



計画内容

- 危険な私道階段の改善
(手すりの設置、舗装の改善等)
- 見通しの悪い交差点の改善検討
(カーブミラー・防犯カメラの設置等)
- 暗い場所の改善
(防犯灯の設置等)

①安全・安心なみちの改善と維持



計画策定の参考にしたアンケート意見

【古くて心配な階段について】

- 階段が古くなり一部崩れかかっているので直して欲しい。
- 災害時に危険。石段の修理と手すりをつけて欲しい。
- しらはた幼稚園の脇の長い階段。植木、雑草が繁茂し、階段も凸凹している。

【歩きにくい道について】

- 舗装の荒れた私道がある。
- 私道でも半公道的な階段等は整備の推進が必要。

【安全な歩行空間つくりについて】

- 通行できない道を強引に通行する車を規制してほしい。
- 宅地から道路にはみ出した樹木が車や歩行の妨げになってしまってるので改善してほしい。

【休憩場所について】

- 高齢者が休めるよう、長椅子等の休憩場所が欲しい

【危険運転の抑止について】

- 一方通行路の明示、徹底（看板の視認性アップ）
- スクールゾーンでの路上駐車やスピード超過対策
- 駐車禁止の標識設置
- 見通しの悪い交差点を徐行せず高速で通り過ぎる車両が散見される。防犯カメラの整備など事故防止方法は無いか。

【暗くて怖い道について】

- 外灯が少なく暗い。不審者や防犯のために改善してほしい。
- しらはた幼稚園正門から上側の階段に照明がなく暗い。
- 暗い路地に防犯灯が欲しい。
- 防犯灯が切れているところがある。

【見通しが悪い交差点について】

- カーブミラーの設置
- 見通しの悪い交差点で徐行、一時停止をしない自転車との事故防止対策

※掲載したアンケート意見は、R4.4～5月に自治会で行ったアンケートに寄せられた意見の抜粋です。

計画内容

- 街かど消火栓の新設
(簡易水道消火装置)
- 初期消火箱の新設

②災害に有効な消防設備の設置と維持



既存設備の更新時には、スタンドパイプ式消火箱の設置も検討する。

計画策定の参考にしたアンケート意見

【現在の設置場所について】

- 初期消火箱や街かど消火栓の設置場所がわからない。
- 消火栓や消火箱の配置図が欲しい。(LINE の活用)
- 消防設備のある場所を掲示して欲しい。
(ゴミ収集場所や掲示板等)
- 目に留まりやすい場所へ器具を設置して欲しい。

【消防設備の新規設置について】

- 消防車の入れない狭隘な路地等に初期消火箱や街かど消火栓を優先して設置する事が必要。
- 消火栓の増設による消火対応力の向上
- 初期消火箱の有効範囲から外れる空白エリアの解消

【消防設備の使い方について】

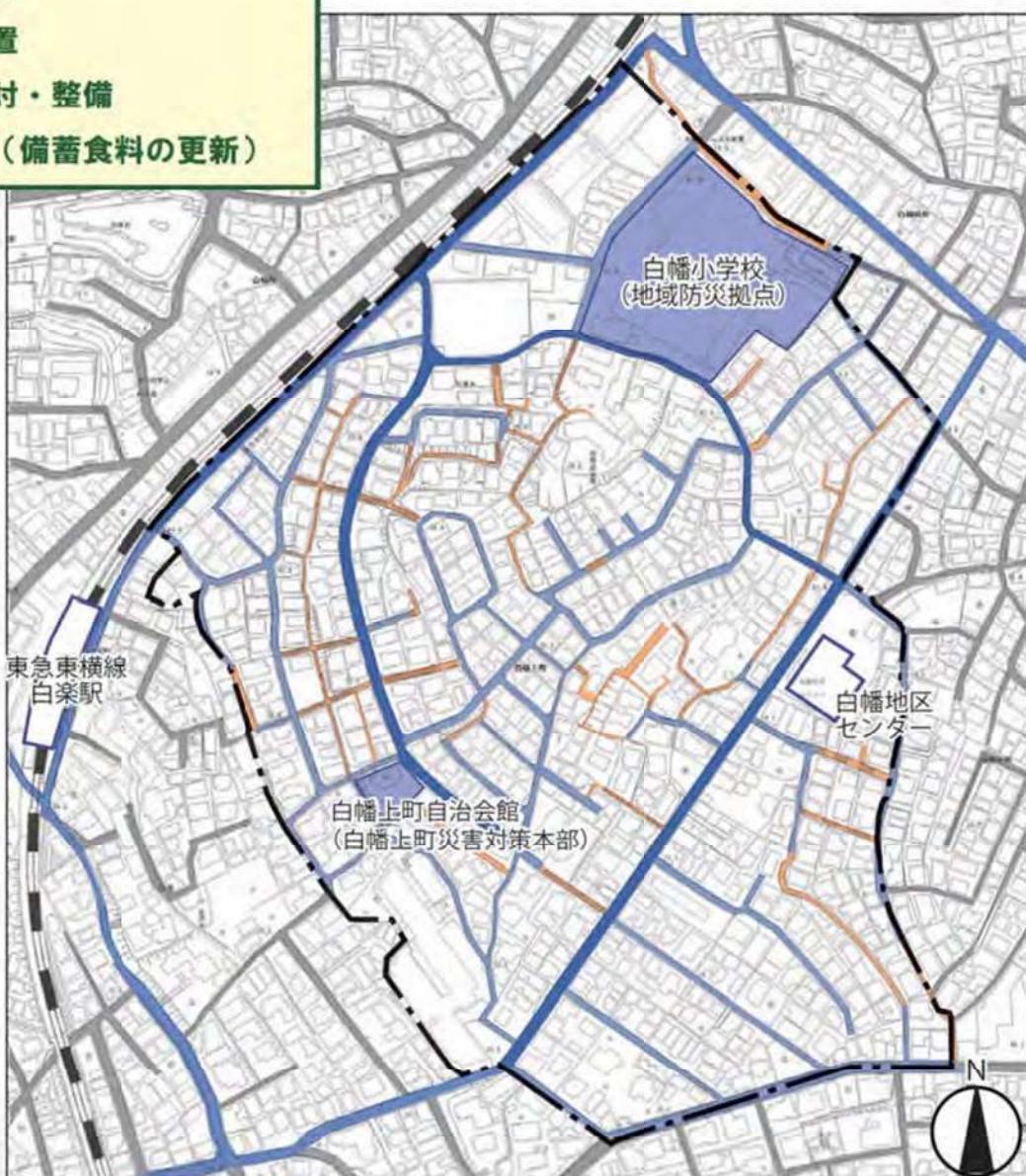
- 初期消火箱や街かど消火栓の種類・使い方が分からず。
使い方を周知をして欲しい。
- 高齢者の一人暮らしなので、消防設備を自由に使いこなせるか不安。
- 昼間の在宅者は高齢者が多いので扱いが簡単な設備の選定が必要。

※掲載したアンケート意見は、R4.4～5月に自治会で行ったアンケートに寄せられた意見の抜粋です。

計画内容

- 自治会館の耐震化の検討
- 防災トイレの備え
- 防災備蓄庫の設置
- 防災広場等の検討・整備
- 防災訓練の実施（備蓄食料の更新）

③災害時の活動・支援場所の整備と維持



計画策定の参考にしたアンケート意見

【災害時の避難場所について】

- ・地震発生時に白幡上町自治会館を使用することがあるはず。
倒壊しないようにして欲しい。
- ・丘の上ゾーンに防災広場等の拠点が欲しい。
- ・上町は平坦な地域が少なく地震などの被害が心配。
災害時の避難場所の充実をお願いします。

【防災備蓄の呼びかけについて】

- ・震災から 10 年以上経ち意識が薄れている方も多い。
各家庭でも備蓄品を備えるよう呼びかけが必要

【地域の防災備品の拡充について】

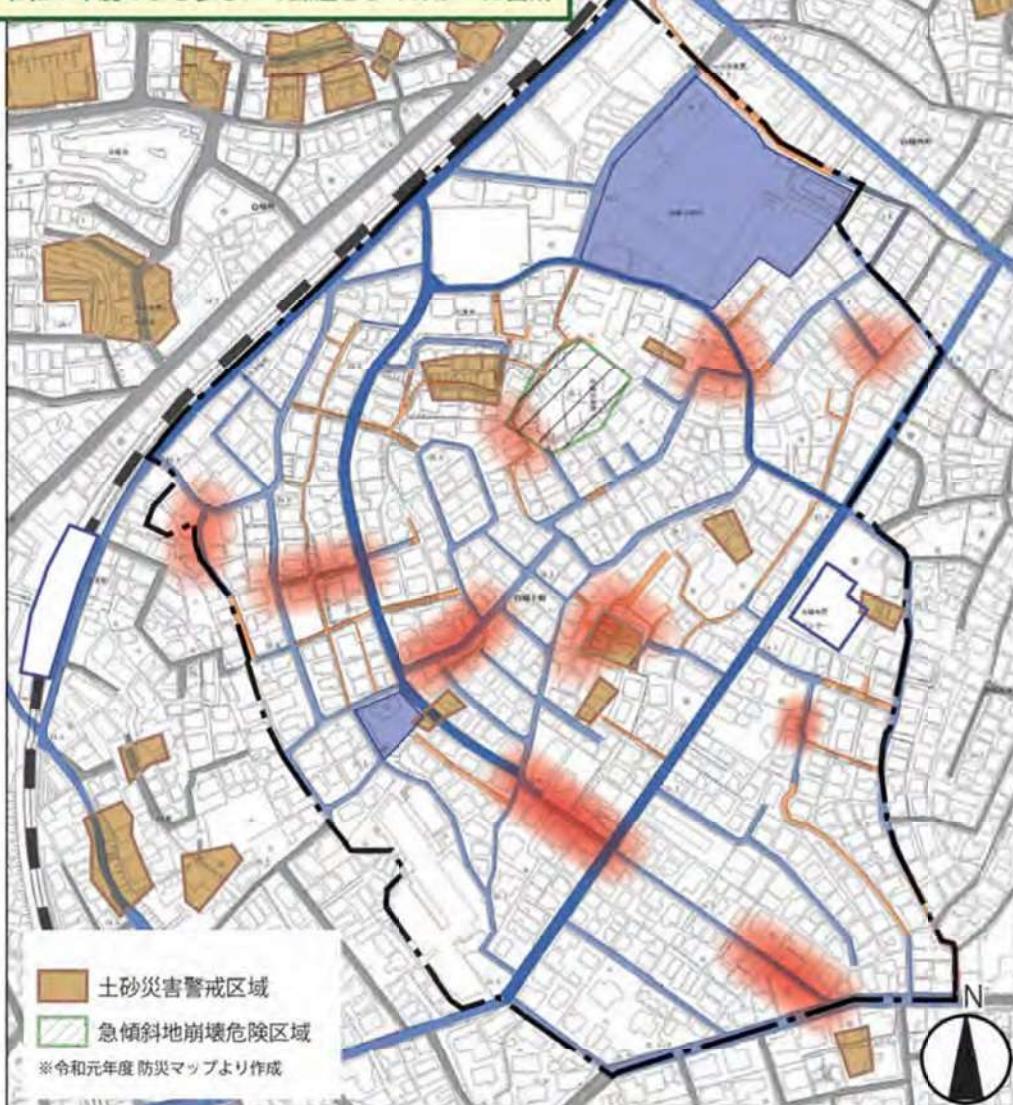
- ・災害時の車椅子等の確保
- ・非常時の通信機器（スマホ等）の充電設備の拡充
- ・防災マンホールトイレの設置

※掲載したアンケート意見は、R4.4～5月に自治会で行ったアンケートに寄せられた意見の抜粋です。

計画内容

- ブロック塀・崖等の改善に向けた啓発

※令和3年度のまち歩きにて課題としてあがった箇所



横浜市には、ブロック塀解体や崖地防災対策に関する取組への助成制度があります。(令和4年度時点)

④宅地（民地）の安全性の確保・啓発

計画策定の参考にしたアンケート意見

【空き家・空き地について】

- ・空き家及び周辺状況の把握
- ・手入れがされておらず防犯上不安なお宅がある。安全の為に何とか出来ないか。
- ・管理の所在が不明な荒れた土地で、多少危険なところがある。

【ブロック塀の倒壊について】

- ・通学路のブロック塀が心配
- ・ブロック塀のお宅が多いと感じる。助成制度について知りたい。
- ・私道やブロック塀等の補修補助金について知りたい。
- ・お金のかかる対策は難しい。
- ・改善のための助成額がさらに充実すれば対策もとりやすい。

【ゴミ出しのルールについて】

- ・火災に繋がるので、ゴミ出しのルールの確認が必要。
- ・防犯・防災と併せて、ゴミ散乱などの課題がある。

計画内容

- 消火訓練や防災フェアを実施し地域交流の場を設ける
- ホームページ、LINEを使用した迅速な情報発信の実施

⑤日常的地域防災活動の取組

計画策定の参考にしたアンケート意見

【情報提供の迅速化について】

- ・引越しして来たばかりの方の為に定期的にアナウンスすると良いと思う。
- ・LINEによる火事や不審者情報がありがたい。
- ・LINEによる情報共有は、子供の使用に適している。
- ・ホームページやLINEを使えない人への連絡も必要。

【消火訓練等の防災イベントについて】

- ・訓練を繰り返し実施して、多くの町民に参加してもらう工夫が必要。
- ・白幡小学校地域防災拠点との連携訓練。
- ・災害時要支援者確認訓練の実施。
- ・消防団との連携。
- ・災害弱者（高齢者・外国人 等）の支援を検討。

※掲載したアンケート意見は、R4.4～5月に自治会で行ったアンケートに寄せられた意見の抜粋です。

プロジェクトシート

—プロジェクトシートの目的と役割—

まちの課題や改善すべき点などを具体化・可視化し、地域住民で共有する目的で作成しています。活動の主体と対象を明確にし、プロジェクトに挙げたテーマが、短期的若しくは長期的に達成するもの、あるいは持続的な活動として続けていくものかを整理・共有し、まちづくりの活動として実行していきます。

※プロジェクトシートは主な取組を掲載しています。
今後もまちづくりのビジョンに沿った取組を検討・作成していきます。

No. **1** 【プロジェクトのタイトル】
見通しの悪い交差点の安全性向上

【まちづくりの取組】

①安全・安心なみちの改善と維持

【現況・課題】

- ・上り坂道と下り坂道が交差したり、道がずれて交差している為、見通しが悪く危険性が高い。
- ・住民の通行だけでなく、外来者（宅配・郵便など）の通行量が多い。

【プロジェクトの内容】

- ・カーブミラーが設置可能な箇所については、土木事務所に設置を要望する。設置箇所が民地の場合は、自治会として自費設置を検討する。
- ・利用者へ交通ルールの周知を行う。
- ・進入禁止違反を抑制する為に、民地への防犯カメラ設置の検討を行う。



No. **2** 【プロジェクトのタイトル】
私道を利用した避難路の整備

【まちづくりの取組】

①安全・安心なみちの改善と維持

【現況・課題】

- ・高台は通り抜け可能な道路が少なく、災害時の消防活動経路や避難経路の確保が困難である。
- ・高台から白幡幼稚園を通る道は、舗装が荒れ、安全な避難に課題がある。
- ・防犯灯が不足しており、避難や防犯上も不安がある。

【プロジェクトの内容】

- ・高台から迂回せず主要な道路に降りられる避難経路を確保する。
- ・避難経路として使う私道の路面や階段の手すり設置などの整備を行う。
- ・私道部分の照明は、所有者と調整の上LED照明の設置を検討する。



No. **3** 【プロジェクトのタイトル】
急傾斜の階段の手すり設置

【まちづくりの取組】

①安全・安心なみちの改善と維持

【現況・課題】

- ・高台から主要な道路に降りられる階段に手すりがない為、高齢者などの通行に転落の危険性がある。

【プロジェクトの内容】

- ・災害時の避難経路として階段の安全性を高める。
- ・日常の生活の利便性、安全性を向上させる為、町内にある急傾斜の私道の階段に手すりを設置する。



プロジェクトシート

No. **4 街かど消火栓（簡易水道消火装置）の設置**

【まちづくりの取組】

② 災害時に有効な消防設備の設置と維持

【現況・課題】

- ・消火栓等での警戒が困難なエリアが多い（狭い道路、階段等が多い為）
- ・粉末消火器では大規模火災時等の際、消火能力が不十分。
- ・高齢者や女性でも扱える、初期消火と延焼防止に効果のある設備が必要。

【プロジェクトの内容】

- ・民地水道から水利が取れる「簡易水道消火装置」の設置。
- ・簡単な消火訓練で老若男女問わず初期消火活動に参加可能。
- ・従来の消火設備に比べ、設備費用が安価であり設置場所の制約も少ない為、街中に柔軟な設置が可能。

消火効果の高い「開発ノズル」

蛇口口金

水道式消火装置
街かど消火栓

水道式消火器具
街かど消火ハリバー

No. **5 大規模災害時に有効な拠点整備と設備の確保**

【まちづくりの取組】

③ 災害時の活動・支援場所の整備と維持

【現況・課題】

- ・白幡上町は平坦な場所が少なく避難場所の確保が必要。
- ・大規模災害時に利用できる設備・備蓄が必要。

【プロジェクトの内容】

- ・一時避難場所の整備を検討。
- ・災害用トイレ（簡易トイレ、マンホールトイレ等）の確保。
- ・防災備蓄庫（食品や医療品等）の確保と維持。

No. **6 防災情報発信ツールの充実**

【まちづくりの取組】

⑤ 日常的地域防災活動の取組

【現況・課題】

- ・災害時に的確な情報発信の場が必要。
- ・日頃より防災に関する情報を確認し、非常時への備えが必要。
- ・防災スピーカーの音は、高低差のある土地柄、聞こえにくい場所がある。
- ・回観板は、回りきるのに時間がかかるうえ、見返すことが出来ない。

【プロジェクトの内容】

- ・自治会の広報誌「しらかみ」を全戸配布することにより、地域全域に素早く防災情報の発信を行う。
- ・白幡上町自治会のホームページ委員会を立ち上げ、内容の拡充を図る。
- ・緊急時に迅速な情報伝達を図る為、白幡上町自治会公式LINEアカウントの運用・活用を行う。
- ・LINEの利用者を軸に「向こう三軒両隣」の精神で情報共有を行う。

No. **7 減災イベントの実施**

【まちづくりの取組】

**⑤ 日常的
地域防災活動の取組** **④ 宅地（民地）の
安全性の確保・啓発**

【現況・課題】

- ・地域の課題や、防災時の行動について住民に広く周知する必要がある。
- ・子どもたちの、防災意識を育む場を設けたい。
- ・日中地域外で働く住民が、地域住民と関わりを持てる機会を増やしたい。

【プロジェクトの内容】

- ・消火訓練や防災フェアにて、地域交流の場を設ける。
- ・定期的な防火・防災パトロールの実施。
- ・子どもたちを対象とした、防犯イベントの実施。
- ・崖地やブロック塀の改善の啓発、補助制度の案内をイベントにて行う。

↓ 消火訓練（白幡上町自治会館広場）

↓ 初期消火箱を使用した訓練

↓ 消火訓練（しらはた幼稚園近隣）

↓ 初期消火箱・街かど消火栓ハリバーを使用した訓練

白幡上町自治会 防災・防犯まちづくり活動計画書

令和5年2月10日

1】目標

まちづくりの活動を通じて、住民が安心して暮らすことのできるまちを目指します。

2】主な活動項目

1)安全・安心なみちの改善と維持

- ①災害時の避難ルートや日常的によく使われるみちや危険な階段の改善整備
(路面の整備、段差の緩和、手すりの整備、防犯灯の設置等)

2)災害に有効な消防設備の設置と維持

- ①町内の防災力を高める為の消防設備の拡充
(消火栓(街かど消火栓)等)

②既存の消防設備の活用・周知

(初期消火栓、消火器、防火水槽の活用・設置場所の周知)

3)災害時の活動・支援場所の整備と維持

①災害時の避難場所の整備と周知

- ②防災トイレや防災備蓄庫の設置・更新・拡充、拠点施設(白幡上町自治会館)の耐震化・老朽化対策の検討等

4)宅地(民地)の安全性の確保・啓発

- ①倒壊の危険性のあるブロック塀や崖などの改善の啓発

5)日常的地域防災活動の取組

- ①災害時の消防や救急の支援、日頃からの近隣同士のコミュニケーションの促進
(防火・防犯パトロール、防災PR等)

- ②防災訓練や減災イベント等の実施、災害対策本部運営マニュアル、災害時公道指針作成等

- ③防災情報発信の促進
(ホームページによる情報共有、Line公式アカウントによる緊急時情報発信)

3】活動計画

令和4年度「プラン認定後のスケジュール(令和5年3月)」からスタートで、6年間。

年度	活動
令和5 (2023)	<p>1)安全・安心なみちの改善と維持</p> <ul style="list-style-type: none">●危険な交差点へのカーブミラー設置促進●暗い道へのLED防犯灯設置促進●私道階段の改善の方向性検討●住民への説明と意向調査●優先順位の検討 <p>2)災害に有効な消防設備の設置と維持</p> <ul style="list-style-type: none">●スタンドパイプ式初期消火栓の設置●街かど消火ハリアー導入●防災掲示板の整備●消防設備の定期点検と整備(毎年実施) <p>3)災害時の活動・支援場所の整備と維持</p> <ul style="list-style-type: none">●自治会館耐震対策と老朽化対策の方向付け検討●防災備蓄庫の更新検討●非常用水の確保検討●雨水タンクの導入●非常用浄水器の配備 <p>4)宅地(民地)の安全性の確保・啓発</p> <ul style="list-style-type: none">●ブロック塀や崖などの改善に向けた補助金事業の案内●説明会の企画・開催 <p>5)日常的地域防災活動の取組</p> <ul style="list-style-type: none">●消火訓練●防災フェア(炊き出し訓練)●災害時要援護者の確認訓練●無線通話訓練(毎月)●白幡小学校地域防災拠点訓練●消防団との連携

	●防災情報発信ツールの充実	・緊急時情報伝達手段の再検討	・ホームページの充実
令和6 (2024)	1)安全・安心なみちの改善と維持 ●危険な交差点へのカーブミラー設置促進 ●暗い道へのLED防犯灯設置促進 ●私道階段の改善 2)災害に有効な消防設備の設置と維持 ●スタンドパイプ式初期消火栓の設置 ●消防設備の定期点検と整備(毎年実施) 3)災害時の活動・支援場所の整備と維持 ●自治会館老朽化対策の実施 ●防災備蓄庫の更新 ●非常用水の確保検討 4)宅地(民地)の安全性の確保・啓発 ●前年度の実践を継続する 5)日常的地域防災活動の取組 ●前年度の実践を継続する	・改善工事(一期) ●街かど消火ハリアー導入 ・防災備蓄品の拡充 ・雨水タンクの追加導入 ・非常用浄水器追加	
令和7 (2025)	1)安全・安心なみちの改善と維持 ●私道階段の改善 2)災害に有効な消防設備の設置と維持 ●街かど消火ハリアー導入 ●消防設備の定期点検と整備(毎年実施) 3)災害時の活動・支援場所の整備と維持 ●自治会館耐震工事 ●防災トイレの設置 4)宅地(民地)の安全性の確保・啓発 ●前年度の実践を継続する 5)日常的地域防災活動の取組 ●前年度の実践を継続する	・改善工事(二期) ●防災備蓄品の拡充 ●自治会館へのAED設置検討	・改善工事(三期)
令和8 (2026)	1)安全・安心なみちの改善と維持 ●私道階段の改善 2)災害に有効な消防設備の設置と維持 ●スタンドパイプ式初期消火栓の設置 ●消防設備の定期点検と整備(毎年実施) 3)災害時の活動・支援場所の整備と維持 ●防災備蓄品の拡充 4)宅地(民地)の安全性の確保・啓発 ●前年度の実践を継続する 5)日常的地域防災活動の取組 ●前年度の実践を継続する	・改善工事(四期) ●街かど消火ハリアー導入	・改善工事(五期)
令和9 (2027)	1)安全・安心なみちの改善と維持 ●私道階段の改善 2)災害に有効な消防設備の設置と維持 ●消防設備の定期点検と整備(毎年実施) 3)災害時の活動・支援場所の整備と維持 ●防災備蓄品の拡充 4)宅地(民地)の安全性の確保・啓発 ●前年度の実践を継続する 5)日常的地域防災活動の取組 ●前年度の実践を継続する	・改善工事(検討)	

「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン策定」活動実績表

令和5年2月1日

	令和3年度												令和4年度																
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
打合・会議					検討会		検討会	検討会	検討会						検討会	検討会	検討会	検討会	検討会	検討会	検討会	検討会	検討会	検討会					
					①		②	③	④						⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩									
	上町役員会は毎月	7/14				11/10	12/15	1/26							6/10	7/20	9/21 アンケート案	12/21	2/1										
イベント等					まち歩きフェスタ Kamiチャレまち歩き					ニュース	発行				ニュース	発行	確定	ニュース	ニュース										
					8/28										街カフェスタート(毎月)											地域まちづくり			
地域まちづくりプラン作成	グループ登録				プラン案作成	素案作成									アンケート集計		プラン案 プロジェクトシート アンケート案作成	アンケート集計								推進委員会			
															素案アンケート			意向調査アンケートアンケート回収									プラン認定申請		
																											プラン認定(横浜市)		
街なか防災設備等の改善					整備イメージ 共有		街かど消火ハリアー購入(2) 整備項目出し								Jアラート 伝達範囲調査		街かど消火ハリアー配置												
							防災倉庫修繕																						
地域防災活動							災害時マニュアルの作成																						
							白幡小学校 地域防災拠点訓練 11/21								白幡小学校 消火訓練														
							無線通話訓練の定例化(毎月)																						
							管轄消防署ヒアリング 1/17																						
															土木事務所と打合せ カーブミラー視野調整														

会則

会館利用案内

白幡上町自治会

白幡上町自治会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は白幡上町自治会（以下「本会」という。）と称し、主たる事務所を横浜市神奈川区白幡上町31-2白幡上町自治会館内に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、横浜市神奈川区白幡上町1番地から47番地までの区域とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会へ入会するか退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(賛助会員)

第5条 本会の区域内に有する法人や団体は会員にはなれないが、法人や団体内での個人としての資格で本会の活動に賛助等の形で参加することができる。

(会費)

第6条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(事業及び組織)

第7条 本会は、第3条の目的を達成するために役割を定めて事業を行うが、必要に応じて各部門を設定し個々の役割の推進を図る。

- (1) 会員への連絡・広報、会議等の準備・記録、諸行政への手続き等に関する事項
- (2) 経理及び会計等に関する事項
- (3) 高齢者等の会員の福祉対策、その他福祉事業に関する事項
- (4) 防犯灯の整備、防火防犯パトロールの実施等に関する事項
- (5) 防災・避難訓練、防災時の備蓄品の管理等に関する事項
- (6) 会員相互の親睦の推進、衛生及び健康管理の啓発等に関する事項
- (7) 環境づくりや美化活動の推進等に関する事項
- (8) 交通道徳の指導、通学路の確保、道路環境の整備等に関する事項

(9) 青少年の健全な育成の促進と指導等に関する事項

(10) 子供達の良好な環境づくり学習の指導等に関する事項

(11) 本会主催の各種イベントの企画・運営・指導等に関する事項

(区域の分割)

第8条 第7条に掲げた事業の運営を円滑に遂行しつつ徹底を期するため、上町全域を分割し、その区域ごとに班を置く。

(班長)

第9条 第8条により置かれた班に当該班から選任された班長を置く。

2 班長の任期は原則1年とする。

3 班長は月々の班長会に出席し、自治会内の連絡事項を会員に伝達し、会員より具申された必要事項を連絡する。

4 班長は上町内の行事等の活動に協力する。

5 班長は当該班に会員から定められた会費等を集め、本会に納金する役割を担う。

第2章 役員

(役員の種別)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 4名以内

(3) 部長 各部1名

(4) 副部長 各部若干名

(5) 監事 若干名

(6) 顧問・相談役 若干名

(役員の選任)

第11条 会長、副会長、監事及びその他の役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長及びその他の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 部長、副部長は、各部門の事業を推進する。

4 顧問は、会長の諮問により選任し本会の運営に関し助言する。

5 監事は、次の業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計、資産の状況及び業務執行についての不整の事実を発見したとき、これを總

会に報告すること。報告のために必要があると認めたときは、臨時総会の開催を請求すること。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 顧問・相談役については特別に定めた場合を除いて再任を要しない。

(役員の解任)

第14条 役員が会則に違反し、又は本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(役員会)

第15条 役員会は、顧問・相談役を除く役員を持って構成する。

2 役員会は毎月1回開催する。但し役員の半数以上の要請があった場合は、臨時に役員会を開催し本会の運営について協議する。

3 役員会を開催するにあたり会長が必要と認めたときは、本会の関連組織の委員の出席を求めることができる。

第3章 総会

(総会の構成)

第16条 総会は、全会員を持って構成する。

(総会の種別)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当するときを開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき。

(3) 第12条第5項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

(総会の招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、第18条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったとき、その請求があった日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示

して、開催日の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、全会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における会員の表決権等)

第24条 会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第22条(総会の定足数)及び第23条(総会の議決)の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上の署名押印をしなければならない。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第27条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第28条 本会の資産で第26条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるもの

を処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 規約の変更及び解散

(会則の変更)

第31条 この会則は、総会において全会員の3分の2以上の議決を得、かつ、横浜市神奈川区長の認可を受けなければ変更することはできない。

(細則の制定)

第32条 本会は、会則を遂行するために必要とする細則は、役員会で協議し別に定める。

(解散)

第33条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第34条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的の団体に寄付するものとする。

第6章 雜則

(備付け帳簿及び書類)

第35条 本会の主たる事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第36条 この会則の施行に關し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

会則の沿革	平成 9年 4月 1日	施 行
	平成23年 5月 8日	一部改正
	平成25年 8月12日	改 正

白幡上町自治会館利用案内

自治会館管理運営委員会

☆自治会行事に支障がない場合には、申し込み順に利用できます。

(ただし、1名以上の自治会員が参加していること)

- 例 *会員の方々の会議、座談会、サークル活動等
*展示会、講演会、説明会等
*その他会員に益する行事等

☆利用の時間と利用料金

<一般利用>

午前の部	9時～12時	1,000円
午後の部	13時～16時	1,000円
夜間の部	18時～21時	2,000円

<特別利用>

葬祭	2日間	50,000円
----	-----	---------

※自治会活動以外の目的で自治会館の利用を希望される場合は、事前に代表者が管理運営管理者に申し出て、必要事項を利用申込書に記入し提出してください。
詳細は自治会役員にお問い合わせください。

以上

地域まちづくり推進組織 名称:白幡上町自治会
構成員名簿

令和5年2月10日

氏名	役員	担当	住所
	会長		
	副会長	副会長 防災部(部長)	
	会計		
	監事		
	監事		
		副会長 防犯部(部長)	
	会計	副会長 総務部(部長)	
		副会長 災害本部長	
		防災部(副部長)	
		防災部(副部長)	
		イベント部(部長)	
		保健福祉部(部長)	
		交通部(部長)	
		子ども会(部長)	
		総務部(副部長)	
		全員	
		自治会会員(希望者)	
		自治会会員(希望者)	
		自治会会員(希望者)	

活動対象地域図 白幡上町全域



各戸配布版 《 しらかみ 》

令和3年4月号

横浜市の新型コロナ新規感染者数は減少傾向にあるとはいえ、安心できる状態ではありません。早期のワクチン接種が望まれますが、まずは高齢者施設等での施設接種から開始され、65歳以上の高齢者への接種はワクチン供給量の見通しが明確でない為4月中の実施は不明瞭です。その為自治会の活動も慎重に判断していきます。

月日	時間	場所	市連、区連、連合	上町	参加対象		注釈
					一般	役員	
4月 4日 (日)	9:30~	自治会館	配付のみ	班長会 (4月度)	班長	○	
4月 9日 (金)	19:30~	町内全域		防犯パトロール	ボランティア	○	①
4月17日 (土)	9:00~	自治会館広場		広場清掃活動	ボランティア	○	②
4月19日 (月)	14:30~	町内全域		防犯パトロール	ボランティア	○	①
4月23日 (金)	19:30~	町内全域		防犯パトロール	ボランティア	○	①
5月 6日 (木)	19:30~	自治会館		役員会		○	
5月 9日 (日)	9:30~	自治会館	配付のみ	班長会 (5月度)	班長	○	
5月14日 (金)	19:30~	町内全域		防犯パトロール	ボランティア	○	①
以降の予定は次月掲載							

3月31日役員会を行いました。

3月の活動報告

- ① 防犯パトロール 夜のパトロールを再開しました。
- ② 広場清掃活動を再開しました。

清掃に加えて、茶毒蛾の被害が心配される季節になる為、椿の枝打ちを行いました。

- ③ 白幡上町防災に強いまちづくりの進捗

『しらかみ12月号』で行政(市・区)の支援を頂き進めていく事をお知らせしました。

検討を重ね、防災だけでなく防犯も含め住みやすいまちづくりを目指す事を確認しました。

- ①横浜市地域まちづくり推進条例による「地域まちづくりグループ」として登録します。
- ②検討委員会を定期的に開催します。

町民の方々にも積極的にご参加頂きたいと思います。

- ③H27年の事前調査を元に、現状調査を行い「まちづくりプラン」を作成します。

- ④プランはチラシやHP等を通じてお知らせし、適宜アンケート調査でご意見を伺います。

- ⑤令和3年度から3年間の活動とします。

- ⑥改善策は短期・中期・長期に分類し優先度を考えながら実行していきます。

例) 道路、避難路、避難場所、避難誘導案内、消火設備、災害備蓄、防犯など

- ⑦実施内容により横浜市や神奈川区の補助金を頂きながら進めます。

ご意見・ご要望をお待ちしています。

4月の活動計画

- ① 防犯パトロール
- ② 公園広場の清掃 9:00集合

※春の全国交通安全運動 4月6日(火)~15日(木)の10日間

スローガン: 安全は 心と時間の ゆとりから

新入学児童・園児を交通事故から守ろう

5月の活動予定

- * 町内会費の集約お願い
- * 総会(6月)資料の配布

各戸配布版《しらかみ》

令和3年5月号

横浜市では新型コロナウイルスワクチンの集団接種が5月17日(月)から18区19会場で80歳以上の高齢者を皮切りに始まります。既に個別通知が4月23日に発送され5月3日から予約が始まりました。全国4都道府県で緊急事態宣言が発出されるなど収束の兆しがありません。手洗い・マスク・3密回避の基本的な予防対策を徹底して乗り切りましょう。

月日	時間	場所	市連、区連、連合	上町	参加対象		注釈
					一般	役員	
5月 9日(日)	9:30~	自治会館	配付のみ	班長会(5月度)	班長	○	
5月14日(金)	19:30~	町内全域		防犯パトロール	ボランティア	○	①
5月15日(土)	9:00~	自治会館広場		広場清掃活動	ボランティア	○	②
5月17日(月)	14:30~	町内全域		防犯パトロール	ボランティア	○	①
5月28日(金)	19:30~	町内全域		防犯パトロール	ボランティア	○	①
6月 2日(水)	19:30~	自治会館		役員会		○	
6月 6日(日)	9:30~	自治会館	配付のみ	班長会(6月度) 総会(書面審議)	班長	○	③
6月 7日(月)	14:30~	町内全域		防犯パトロール	ボランティア	○	①
6月11日(金)	19:30~	町内全域		防犯パトロール	ボランティア	○	①
6月12日(土)	9:00~	自治会館	ふれあい食事会		民生委員		④
以降の予定は次月掲載							

5月9日役員会を行いました。

4月の活動報告

- ① 防犯パトロール 夜のパトロールを再開しました。
- ② 広場清掃活動は雨天中止しました。

※ 白幡上町まちづくり活動

4月1日付けで「地域まちづくりグループ」に登録されました。

4月9日横浜市役所と神奈川区役所の担当部署と第一回打合せ。

担当のコンサルタントを交えて今後の進め方を話し合いました。



5月の活動計画

- ① 防犯パトロール
- ② 公園広場の清掃 9:00集合
　　鋸びついた倉庫の塗装作業も予定します。
- ③ 班長会

広報紙(県・市・議会)、しらかみを戸別配布して頂きます。

班長さんに町会費(年2,400円)の集金をお願いします。

総会(6月)の資料をお届けします。

※ 白幡上町まちづくり活動
　　横浜市・神奈川区との検討会を行います。

新型コロナウイルス感染症対策について

市民の皆様へのお願い

- ①手洗いの徹底
- ②人が集まる場所でのマスクの着用
- ③3密の回避・体調不良時は外出しない

など基本的な感染症対策を続けていくことが重要です。



発熱等の症状で受診をする際は、医療機関側の準備のため、「受診する前」に必ず「受診先医療機関へ電話連絡」するようご協力をお願いします。

町民間の交流を図る各種のイベント活動・防災活動・防犯活動や情報活動等を行うことにより、安全な地域の住環境を向上し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

6月の活動予定

- ③ 班長会&総会(書面審議)
- ④ ふれあい食事会(高齢者食事会)

6月12日(土) 自治会館 9:00~

配食弁当による食事会を、白幡地区全町同時開催で行います。

運営費の一部は、神奈川区社会福祉協議会の支援金でまかねます。

※ オーケストラがやってくる(演奏 神奈川大学管弦楽団)

6月27日(日) 白幡地区センター 11:00~12:00

実施の詳細は来月のしらかみでお知らせします。

コロナの状況次第で変更の可能性があります。



まちづくり活動 まち歩きフェスタ(添付チラシをご覧下さい)

<感染防止を徹底したうえで開催します>

8月28日(土)開催 16時開始。会館広場に集合・受付(検温・消毒)

参加対象者:白幡上町町民とその家族、白幡上町にお勤めの方

チーム:感染防止の為、普段一緒にいる2名から7名(Max)で編成して頂きます。

調査範囲:上町を6つに区割り、1時間程度で調査をお願いします。

受付終了後、担当区割りに移動して調査して頂きます。

調査方法:気になるところを見つけたら、Mapに記入して下さい。

(チーム毎にポイントシール、ポストイット、鉛筆(各自)をお渡しします)

感染症対策:各自マスクの着用をお願いします。受付でアルコール消毒。

熱中症対策:受付で飲物をお渡しします。

参加賞:調査終了後受付に、調査票とアンケートをお出し下さい。

引き換えに参加賞をお渡しします。

終了時間:受付は17時半にクローズとなります。

※QRコードを読み取り可能な携帯端末をお持ちの方はご持参下さい。

※当初同時開催を予定した防災クイズラリー(カミチャレ2021)(子ども会企画)は緊急事態宣言発出により中止し、宣言解除後日を改めて開催を予定します。

敬老の日のお祝い

敬老の日のお祝いとして、75歳以上希望者全員にお祝いをお渡ししてきました。しかし、今後団塊世代が75歳以上になり対象者が大幅に増加する事から、財政的に継続が困難になります。多くの自治体が、過去に全員対象支給としていた制度を、節目の年の慶事に変えています。上町自治会としても、同様に節目の慶事(喜寿、傘寿、米寿、卒寿、百寿以降は毎年)に変更させて頂きます。今後は、個人への還元ではなく、町民全体に還元できる分野へ予算を振り向いていきます。皆さまのご理解を宜しくお願いします。

申し込み方法

*個人情報保護と感染防止・班長さんの負担軽減を考慮しました。

『しらかみ』と一緒に、申し込み書と封筒(料金後納)を全戸に配布させて頂きます。

今年度該当する方は、必要事項を記入の上、郵便ポストに投函して下さい。

(投函期限8月31日消印有効) 切手は不要です。

お祝いの品は9月中にお届けします。

日常のお知らせはホームページ(白幡上町自治会で検索)をご覧下さい。



災害時の避難情報や・防犯の急ぎの情報はLINE公式アカウントで発信します。



1) 消火器購入・薬剤の詰替斡旋

横浜市防災機器販売協同組合の事業です。消火器には、使用期限(耐用年数)があり、5年を目途に薬剤の詰め替えが必要です。※10年を超えたものは詰め替えできず、本体の購入が必要となります。

詳しいご案内はしらかみ11月号でお知らせします。

「電気・ガス料金が安くなる」
といった勧誘に要注意!!

「基本料金が安くなる」などといった勧誘にご注意下さい。

- 現在契約中の事業者らしきところから電話が
→ 新規の勧誘の可能性が!
- 数年縛りで解約時に解約金が生じるケースも
→ 解約条件をよく確認を!
- 勝手に契約が切り替わっていた
→ 安易に検針票の情報を教えないように!

古い消火器危険です!!

横浜市防災機器販売協同組合

消火器にも寿命があります!!

●古くなった消火器は、いざという時に使えなかつたり、放置しておくと破裂事故につながります!新しい消火器に交換しましょう



サンSUNだより(六角橋地域ケアプラザ)で、まち歩きフェスタを紹介して下さいました。
掲示板にも掲出しました。

生活支援コーディネーターが行く!! サンさんぽ

『生活支援コーディネーターが行く!!サンさんぽ』は生活支援コーディネーターの [REDACTED] がまちを歩き廻りまちの様々な活動を紹介していくコーナーです。活動紹介を通じて、地域で活躍する人を全力で応援します!! 今回は『白幡上町まち歩きフェスタ』をご紹介。

実際に活動する [REDACTED] 会長にお会いし熱い思いを伺いました。まちの魅力あふれる活動を知って頂く機会となれば幸いです。



サンさんぽ ⑭

「コロナ禍でもできることを!

白幡上町まち歩きフェスタ」

白幡上町の取り組み



▲ 当日の様子 受付をコースごとにわけて、密を防止



▲ まち歩きフェスタ調査マップ
6つのエリアにわけています

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域の様々な行事が中止になっています。その中、地域で工夫を重ねて開催された「白幡上町まち歩きフェスタ」をご紹介します。

《地域まちづくりグループを発足》

白幡上町は、山坂が多く高台の傾斜地に住宅があり道が狭い道路や階段があるため、災害時の避難に課題があります。そこで、横浜市や神奈川区の支援を得て、防災や安全な地域の住環境の向上や課題解決を目的に定期的に話し合いを開催して検討を進めています。

《まち歩きフェスタを開催!》

「防災や防犯は、コロナだからできなかったではいけない。できることをやっていかないと!」と会長やメンバーの熱い思いもあり開催に至りました。

当日は、密集を避けるため歩くエリアを6つに分け、グループ(家族)ごとに決められたエリアを歩きました。歩く中で、危険箇所やまちのいい所に印やコメントを地図に書き込み、受付へ提出。約80名の参加がありました!

普段歩かない道を歩きました。危険箇所を子供と一緒に探したり、お庭がきれいなお家を見つけたりと、楽しい時間を過ごすことができました。



白幡上町自治会
[REDACTED] 会長

大きな震災や豪雨災害などが頻発しています。災害に強いまちづくりの重要性がますます高まっています。避難が必要な災害に見舞われた時に頼りになるのは近隣の方々です。まちづくりの活動を通じて絆を深めていきたいと思います。

白幡上町では、幅広い年代に活動を知るためにホームページを活用、災害時緊急連絡用にLINE公式アカウントを運用しています。これからも白幡上町の活動に目が離せません!

今回のサンさんぽはいかがでしたか?白幡上町の活動をご紹介しましたが、いかがでしたか?ぜひ皆さんもまちにある様々な活動に触れ、まちの魅力を堪能してくださいませ♪

【サンさんぽに関するお問い合わせ】生活支援コーディネーターまで [REDACTED]

地域まちづくり活動の活動状況

経緯 これまで自治会では様々な防災・防犯活動を進めてきました。

消火訓練、避難訓練、防災フェア、初期消火栓の設置、防火・防犯パトロール
LED防犯灯増設など

令和1年秋、区役所から地域まちづくり活動の案内を頂き検討を始めました。

目的 町民間の交流を図る各種のイベント活動・防災活動・防犯活動や情報活動を行うことにより、地域の住環境を更に向上させ、町民が安心・安全に住み続けられるようなまちづくりを行う。

グループ登録 令和3年4月1日横浜市の地域まちづくりグループに認定され補助金を頂き活動開始
活動内容 定例会 自治会役員・市役所・区役所・コーディネーター（1-2回/月）

ワークショップ① まち歩きフェス外にて町内の要改善箇所などの調査を実施
(8月28日約80名参加)

ワークショップ② 子ども会のKamiチャレ活動の中でまち歩き調査を実施
(10月16日—11月23日間に、112世帯が参加。子どもさん参加者も186名)

アンケート ワークショップ① & ②で多くのご指摘やご意見を頂きました

プラン検討会 頂いたご指摘・ご意見を元に「地域まちづくりプラン」を検討しています

まちづくりの取組のポイント

○安心・安全なみちの改善整備と維持

災害時の避難ルートや日常的に使われるみちや危険な階段の改善整備など

○災害に有効な消防設備の設置と維持

町内の防災力を高める為の消防設備の拡充、既存消防設備の活用・周知など

○宅地(民地)の安全性の確保・啓発

倒壊の危険性のあるブロック塀や崖などの改善等の啓発

○災害時の活動・支援場所の整備と維持

防災備蓄庫の整備・拡充、防災トイレの準備、自治会館の整備など

○日常的地域防災活動の取組

災害時の消防や救急の支援、日頃からの近隣同士のつながり強化

防災訓練や防災イベント等の実施、災害時の行動指針作成など

今後の予定 ニュース発行 「地域まちづくりプラン」の概要をニュースとして配布の予定(3月度)

アンケート 「地域まちづくりプラン」についてのご意見を募集します(3月度)

アンケートの集約 アンケートを集めて、素案に活かします(4月度)

ニュース発行 横浜市のプラン認定の為の案を発行してご意見を頂きます。(7月頃)

プラン認定申請 地域まちづくり推進委員会にプラン認定の申請(9月末予定)

プラン審査 プラン認定審査(10月末予定)

プラン認定の前でも可能な対策を実行します。街かど消火栓ハリアーを令和3年度補助金で購入(2台)。



上町では初期消火栓の設置を進めてきました(現在6台)。
昼間の在宅は高齢者が多いという実態があり、消火栓の開閉操作が必要な初期消火栓の使用は高齢者にはハードルが高いです。
購入品は水道栓を使うので誰でも一人で簡単に扱えます。

消防自動車が到着する前の初期消火や飛び火・もらい火等の類焼防止に有効です。

進め方 ①自治会館広場で、消火訓練を繰り返し実施して体験者を増やします。

②町内の設置場所を選定(消防署とも相談)し、水道栓の使用にご協力頂けるお宅に置かせて頂きます。

③設置場所周辺の住民と消火訓練を行います。

特徴①誰でも一人で操作も簡単！②背負って運べるので水道栓があればすぐ使える③消火効果が高い特殊ノズルを

自治会費の集金について

コロナ禍で、イベントは中止せざるを得ませんでしたが、皆様が安全で安心な暮らしができるよう各種の活動を進めてきました。具体的には
 1)防災・防犯に強いまちづくりの活動 2)火災時に有効な消防設備(街かど消火栓)の配備
 3)町の環境を綺麗にするためのカラスネットボックスの設置促進 などを
 市・区の補助金も有効活用してすすめました。

令和4年度も、コロナ感染が収束するまでは、例年通りのイベント実施が困難になると推察されますが、災害対策・災害に備える備蓄の強化・会館の整備、会館の今後の大規模改修の為の積立等の為に、例年通り会費を集めさせていただきます。

会費は1世帯月額200円です。(出来れば年度分として2400円をまとめてお支払い下さい)
 皆様のご理解を頂きたく、宜しくお願ひ申し上げます。(集金は4月に行います)

ステルスオミクロン株の出現で、重症者の増加が懸念されています。

通常は3月中に新班長さんに集金して頂いていますが、1ヶ月延期し、4月中に集金させて頂きます。

集金の為の手順書・領収書や会員名簿は4月3日(日)の班長会で班長さんにお配りします。

尚、不動産会社などの事業者へは例年通り3月中に請求させて頂きます。

白幡上町防災・防犯に強い住み良いまちづくり活動

今月予定したニュースとアンケート配布・回収は4月に延期します。(接触機会を回避するため)

ごみ問題について(環境事業部)

【1】ルールを守らない迷惑なごみ出しの扱いについて

収集日を守らない、収集が終わってからのごみ出しや
 分別をしないごみ(生ごみへのペットボトルなどの混入)
 等の迷惑行為が頻発しています。
 個人での開封調査はプライバシー保護上、認められていませんが行政への開封調査依頼は可能です。
 依頼先:資源循環局 045-441-0871

【2】大学生の迷惑行為について

卒業・入学の時期に特に不法投棄が目立つことから、神奈川大学に不法投棄されたごみを持込み対応をお願いしました。神奈川大学では周辺地域に迷惑をかけない様日頃から学生を指導しているとの事で、ごみが神奈川大学の学生が出したものと特定できる場合は連絡して欲しい、指導するとともにごみは大学側で片づけるとの事でした。白幡上町に居住する学生に改めて周知徹底するように依頼しておきました。

神奈川大学学生生活支援部 学生課045-481-5661

【3】不法投棄粗大ごみの片付け依頼方法について

公道への不法投棄:土木事務所 045-491-3363
 ごみ集積場への不法投棄:資源循環局045-441-0871
 粗大ごみ収集シールを貼って回収を連絡していない不法投棄ごみも回収依頼できます。

【4】汚れたカラスネットの交換の案内

カラスネットが汚れたり、破損した場合は交換(無料)しますので 班長さんを通じてお申し込みください。

街かど消化栓の購入

可搬型ハリバーを2台購入しました。庭で使う水道水栓にワンタッチで取り付できます。特殊なノズルの威力で、予想以上に強力で 遠方まで届きました。



布製マスク(通称アベノマスク)の防災備蓄

厚生労働省が募集した無償配布に申し込み(要望2000枚)したところ、先日540枚が届きました。

大規模災害発生時の避難生活の備えとして、備蓄します。

Jアラート全国一斉情報伝達試験について

* Jアラートは、国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などを防災スピーカー(白幡小学校に設置)を通じて全国一斉に伝えるシステムです。

当面の試験日程 ①5月18日(水)11:00②8月10日(水)11:00③11月16日11:00

白幡上町公式ラインアカウントでも情報提供します。

災害時の避難情報や・防犯の急ぎの情報はLINE公式アカウントで



防火・消火活動について(防災部・防火防犯部)

初期消火

初期消火器具の購入・設置

街かど初期消火器(ハリバー)の追加購入を計画します。

(神奈川区共助推進事業補助金)を活用します。発生費用の3分の2(上限250,000円)

消火訓練

消火栓にホースを接続して、機器の扱い方、放水訓練を行います。

消防団(第6分団)の協力・指導を頂きます。

お近くの会場にご参加下さい。(参加賞を差し上げます)

①6月19日(日)9時30分～10時30分

候補地を検討中(6月にお知らせ)

①6月19日(日)10時30分～11時30分

自治会館広場周辺



初期消火箱(固定式)



スタンドパイプ式

初期消火器具(可搬式)

設置場所

- ①上町公舎入口
- ②旧ガスアパート道路奥
- ③幼稚園園庭入口付近
(安田建築事務所駐車場)
- ④上町25番11
ツネタハイツ前道路脇

収納物

- ①ホース4本
- ②筒先
- ③ジョイント金具
- ④マンホール蓋
開閉金具

設置場所

- ①自治会館広場
- ②地区センター駐車場奥

収納物

初期消火箱と同様

初期消火器具とは

初期消火器具には、初期消火箱(固定式)とスタンドパイプ式初期消火器具(可搬式)の2種類があり、消防車が進入できない道路狭あい地域等においても、消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。

特にスタンドパイプ式消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。

消火訓練について(防災部・防火防犯部)

交通規制にご協力お願いします

メイン会場 上町自治会館広場及び周辺の道路

①6月19日(日)10時30分～11時45分

* 10時30分までに受付をお済ませ下さい。

近くの消火栓にホースを接続して、放水訓練(中学生以上)を行います。

消防団(第6分団)の協力・指導を頂き機器の扱い方を学びます。

見学も含め奮ってご参加下さい。(参加賞を差し上げます)

初期消火栓設置場所:上町公舎入口



サブ会場 白幡幼稚園駐車場入り口周辺

①6月19日(日) 9時30分～10時20分

* 9時30分までに受付をお済ませ下さい。

訓練メニューはメイン会場と同じです。

■班とその周辺の方はご参加下さい。

初期消火栓設置場所:

■建築事務所駐車場入り口

まちづくり活動のアンケート調査で、消火訓練の定期的な実施や自宅近くでの班毎の開催要望が寄せられました。
多くの方にご参加頂き、いざという時に迷わず扱える
ように消火訓練を継続して計画します。



交通安全について(交通部)

令和4年度 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

目的

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民皆さんで展開するとともに、暴走族(四輪を含む)追抜気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期間

取締りが強化されます

令和4年6月1日(水)～6月30日(木)の1か月間

[スローガン]

運転に ゆとり やしさ 思いや
暴走は しない させない ゆるさない!

[運動の重点]

- 1 二輪車の交通事故防止
- 2 暴走族の追放



赤の点滅信号から一旦停止標識に
変更になった場所が2か所あります。

- ①上町のバス通りを六角橋に降りる道
 - ②白幡東町のセブンイレブン近くの交差点
- 赤の点滅での一旦停止を理解していないと思われる事故が多発した為の変更です。
①では交通取締りが頻繁に行われているので確実に一旦停止するようにご注意下さい。

止まれ

運転免許の更新講習の変更(5月13日から)

免許証の有効期間満了日における年齢が…

【70歳～74歳の方】

「高齢者講習」の受講が必要。

【75歳以上の方】

「認知機能検査」の受検と「高齢者講習」の受講が必要。

※一定の違反行為がある場合は、「運転技能検査」の受検も必要となります。

ケアプラザからのお知らせ

白幡個別相談会

「介護保険サービスを利用する為にはどうしたらいいの?」「みまもりキーholderを登録したい」「最近足腰が弱ってきたので通えるところに行きたい」等、介護やちょっとした困りごとの相談を職員がお受けします。

介護保険の申請代行もできますので、この機会にご相談ください。

【日 時】6月3日・7月1日(金) 9:30～11:30

【対 象】どなたでも

【場 所】横浜市白幡地区センター小会議室

【参加費】無料

【申込み】不要

【共 催】横浜市白幡地区センター

【問合せ】六角橋地域ケアプラザ ☎413-3281 ※悪天候の際は、中止する場合がございますのでお問合せ下さい。



各戸配布版 《 しらかみ 》

令和4年7月号

今年は梅雨が早く明け全国各地で猛暑となりました。また運動中の熱中症の被害も数多く報告されています。室内でも熱中症のリスクがありますので、室温の調整や水分補給を欠かさずお過ごし下さい。

月日	時間	場所	実施内容	参加対象		注 釈
				一般	役員	
7月 3日 (日)	9:30~11:00	自治会館	班長会 (7月度)	班長	○	(3)
7月 4日 (月)	13:45~時間変更	町内全域	防犯パトロール	ボランティア	○	(1)
7月 8日 (金)	19:30~(1H)	町内全域	防犯パトロール	ボランティア	○	(1)
7月16日 (土)	9:00~(1H)	自治会館広場	広場清掃活動	ボランティア	○	(2)
7月22日 (金)	19:30~(1H)	町内全域	防犯パトロール	ボランティア	○	(1)
7月31日 (日)	9:30~11:00	自治会館	班長会 (8月度)	班長	○	(3)
8月 1日 (月)	19:30~(1H)※	町内全域	防犯パトロール	ボランティア	○	(1)
8月12日 (金)	19:30~(1H)	町内全域	防犯パトロール	ボランティア	○	(1)
以降の予定は次月掲載						

次回の役員会は7月27日19:30~の予定。

6月の活動報告

- ① 防犯パトロール
- ② 公園広場の清掃 清掃や中低木の剪定等を行いました。
ご協力ありがとうございました。
- ③ 班長会 広報紙(県・市)、しらかみを
班長さんから各戸配布して頂きました。



刈込み剪定後

通常総会(6月5日書面表決)結果報告

ご協力ありがとうございました。

書面表決参加者 1176名
議案1 賛成1176 反対0 R3年度報告、決算
議案2 賛成1175 反対1 資源回収奨励金報告
議案3 賛成1176 反対0 R4年度活動計画案
議案4 賛成1176 反対0 R4年度予算案
議案5 賛成1176 反対0 R4年度役員案

頂いた主なご意見

- ①防犯カメラの設置促進を希望する。(まちづくり活動の中で進めます)
- ②カラスいけいけネットボックスの設置予算をとって、促進して欲しい。(今年度も促進します。ご要望を頂いた方には連絡差し上げました)
- ③防災備蓄品の種類と数量を知りたい。(避難所開設を想定し、発電機や太陽光充電式バッテリー、夜間照明、リヤカー、無線機等を揃えてきました。飲料や食料の備蓄は公の支援が届く前の3日分は各ご家庭での備えが必要です。備蓄品リストは別途公開します)

7月の活動計画

- ① 防犯パトロール 昼のパトロールは下校時間変更により13:45から。
- ② 公園広場の清掃 ご参加をお待ちしています。参加賞を差し上げます。
- ③ 班長会 広報紙(県・市)、しらかみを各戸配布して頂きます。
- ④ 消火訓練 詳細は、裏面をご覧下さい。

※第26回参議院議員通常選挙は7月10日(日)実施されます。

白幡上町「丘の上カフェ」

於:白幡上町自治会館

7月21日(木)

10時~12時(出入り自由)

料金 100円(お代わり自由)

8月の活動予定

- ① 防犯パトロール ※小学校の夏休み中の昼のパトロールは熱中症リスクを考慮し夜に変更します。
- ② 公園広場の清掃 ※熱中症懸念がある為、8月は行いません。
- ③ 班長会 広報紙(県・市・市議会)、しらかみを各戸配布して頂きます。

夏祭り中止について(祭礼の寄付のお願いはありません)

2年間中止したので待ち望む声を多く頂きます。

コロナの状況やインフルエンザの流行を考えると多くの人が密集する従来通りのお祭りは避けざるを得ません。別途の企画(御輿の組み立て技能伝承会(仮称))等を検討中です
(8月号でお知らせします)

ときめきしらはた きもだめし大会

日時:8月21日19時~(日没後出発)

対象:小学生・中学生(保護者同伴要)

場所:白幡西町公園&白幡の森

申込:各町の子ども会へ

*事前申込制(7月22日迄)(白幡地区連合 育成部)

白寿会のお知らせ 入会ご希望者は [] 迄。電話・Fax ([])。(年会費1000円。入会金無し)

7月の定例会は 9日(土)10:00~11:00 上町自治会館で行います。誕生日祝いをお配りします。

(8月の定例会(13日(土)の計画)は熱中症懸念から中止します) (4月から7月生まれの方)

いきいきサロン上町のお誘い

(8月はお休みです)

7月は6日(水)と27日(水)(10時~12時)白幡上町自治会館。 利用料金は各回100円

おくやみ 次の方がご逝去されました。心よりご冥福をお祈りもうしあげます。



消火訓練の実施報告(防災部・防火防犯部)

多数のご参加を頂きありがとうございました。松見消防出張所所長や神奈川消防団第六分団から団長始め8名の方の指導を頂き、メイン会場(自治会館広場)57名、サブ会場(しらはた幼稚園園庭)44名の参加で多くの方に放水訓練をしていただきました。普段消火栓のマンホールを覗く機会が無いので皆さん興味深々！

消防ホースの脱着や街かど消火栓ハリラーの放水も体験していただきました。今後も定期的に町内の各所で訓練を計画します。



しらはた幼稚園のご協力を頂きました。

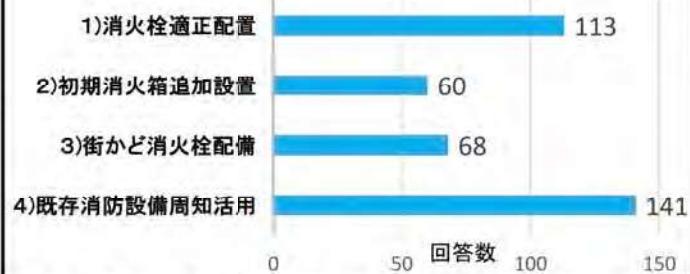
まちづくり活動報告

アンケートの結果と、諸対策の検討・実施状況を報告します。

安全・安心なみちの改善と維持



災害時に有効な消防設備の設置と維持



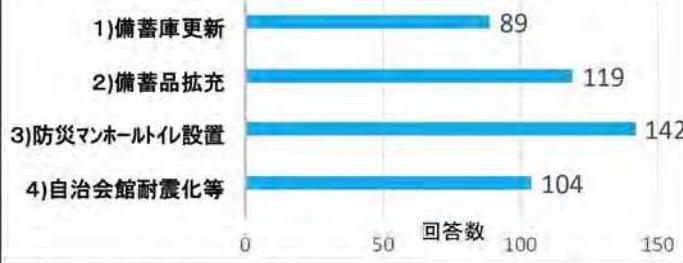
- 神奈川土木事務所に改善要請実施(6月22日)
交差点の見通し改善(カーブミラー設置)・公道補修
- 私道階段路面整備や手摺設置は周辺住民のご理解
が必須です。相談会を計画します。
- 寿命がきて性能が落ちたLED外灯の交換や暗い道
への増設を進めます。(横浜市への要請含め)

- 消火設備の種類が分からぬというご意見ありました。

しらかみ(5月6月号)に説明を掲載しました。

- 既存設備のPRの為、消火訓練を行いました。
消火訓練を継続して実施します。
- 防災Map(設備設置場所記載)を改訂し全戸配布計画。
ホームページでも防災Mapを見れるようにします。

災害時の活動・支援場所の整備と維持



- 各項目について、今回の活動の中で検討し計画的に
進めます。

日常的地域防災・防犯活動の取組



- HP・LINEの充実・活用に多くの意見・提言を頂きました。
HP委員会で検討します。

- 防災訓練・消火訓練を充実し定期的に実施します。

LINE情報は、防災無線の役割を果たします。
災害時の避難情報や・防犯の急ぎの
情報はLINE公式アカウントで発信。
現在の登録者は318名



ホームページは掲示板の電子版です
日常のお知らせはホームページをご覧下さい。

PC検索 白幡上町自治会



神奈川区・白幡地区連合会関係

◆オーケストラがやってくる(予告)

日時:9月25日(日) 午前中
場所:白幡地区センター
出演:神奈川大学吹奏楽部

◆「防犯対策電話録音機」の無償貸与

募集期間 7月21日～予定数終了まで
対象世帯①70歳以上の単身世帯

②70歳以上のみで構成される世帯
③日中70歳以上の世帯

◆区民まつり(予告)

日時:10月9日(日)10:00～15:00 場所:反町公園 模擬店有

◆白幡地区社協研修会(※社会福祉協議会)

日時:8月23日(火)15:30～17:00
場所:白幡地区センター 2階
内容:「地区社協とは」「地区社協の役割」

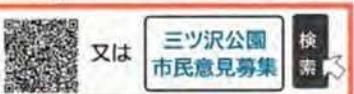
※ご希望者はどなたでも参加できます

◆「三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備に向けた基本的な考え方(案)」に関する市民意見募集。掲示板にポスター掲出します。

申し込みは申請書(区役所や地区センターで入手可能)に本人確認書類のコピーを添えて神奈川区役所地域振興課へ持参するか郵送で。

〒221-0824

神奈川区広台太田町3-8
電話045-411-7095(防犯担当)



※こちらのHP開設は8月10日を予定しています。



昔の山車(牛が曳いて、上にはお囃子の人が)
S23年の写真(町民提供)

夏の日の思い出(おみこしの展示会)

年に一度の虫干しを兼ねて、お御輿を展示します。

コロナ禍で、担ぐことは叶いませんが少しでもお祭りの雰囲気を味わってください。

開催日時:8月21日(日) 10:00～12:00(雨天順延)

予備日は8月28日(日)10:00～12:00

場 所 :白幡上町自治会館 広場

展 示 品 :お御輿(大)、お御輿(小)



※感染予防対策(マスク・密集密着回避
や消毒等)を守ってお楽しみください。

※感染状況によっては中止もあります。

掲示板・HP・LINE公式アカウントでお知らせします。大人御輿(S20年代初期の作)

子ども御輿(右の写真)今のバス通りを担いで神社に向かう子ども達

まちづくり活動報告

(S20年代初期の作) 後続は他町の子どもも御輿。賑やかでした。

S33年頃の写真(町民提供)

課題: 見通しの悪い交差点の改善

改善内容: カーブミラーの見え角度の調整(土木事務所)

場所: 白幡地区センター近くの交差点



カーブミラー方向がずれている



修正前

駐車場の車しか
見えません

修正後

道路が見える
様になりました



この交差点については、見通しの更なる改善を検討していますが、一旦停止の厳守などをお願いします。
バス通りを通行する方も、自転車や歩行者の飛び出しの危険性があるので細心の注意をお願いします。

LINE情報は防災無線の役割を果たします。
災害時の避難情報や・防犯の急ぎの
情報はLINE公式アカウントで発信。



ホームページは掲示板の電子版です
日常のお知らせはホームページをご覧下さい。
PC検索 白幡上町自治会 検索



神奈川区・白幡地区連合会関係

◆区民まつり

日時：10月9日(日)10:00～15:00 当日の来場者は約40,000人でした。

場所：反町公園 模擬店有(白幡地区からは仲町会が出店、綿菓子が大人気でした)

◆令和4年度「神奈川区防犯功労者」

白幡地区連合会から上町の [REDACTED] さんが推薦され10月12日(日)「神奈川区地域安全のつどい」で受賞されました。永年のご活躍ありがとうございました。

★共同募金運動の実施と協力依頼

【期間】11月6日(日)(班長会からお願いをさせて頂きます)～12月4日(日)(班長会で集約します)

募金用の封筒をお配りさせて頂きます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

チラシをご覧下さい。

①寄付金のつかいみち (共同募金)

②日本赤十字社の活動紹介(上町では日赤会費は自治会費からまとめて支出しています)

白幡上町地域防災・防犯まちづくりプラン

11月 6日(日) 班長会で

(まちづくりプランとアンケートをお配りします)

アンケートへのご協力を宜しくお願いします。

11月28日(金)迄に班長さんにお渡し下さい。

自治会館へのポスティングでもOKです。

古着を売るつもりだったのに・・
指輪やネックレスを買い取られた

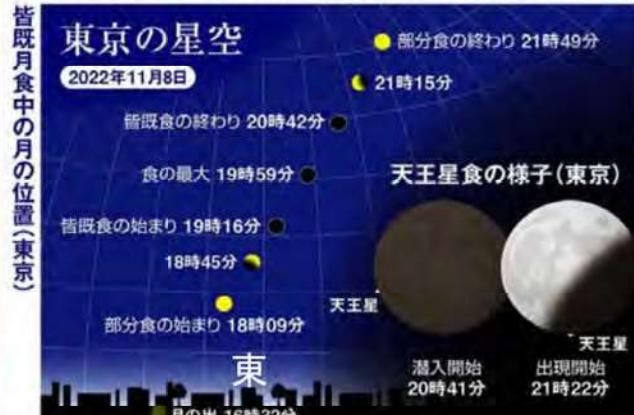
- ・買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- ・訪問買取はクーリング・オフができます。



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談下さい
■ 消費生活相談電話 845-6666 (平日 9:00～18:00)
(土・日 9:00～16:45)
消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスク・メール」のご登録を!
横浜市消費生活課センター

11月8日は皆既月食

皆既月食と天王星食が同時に見れるのは442年ぶり、次回は322年後です。



天王星は肉眼では見えません。
20時41分～21時22分月の影に入ります。

消火器の販売・詰替えは

12月3日(土)11:00～11:30

自治会館広場です。

お申し込みを忘れた方も予備の範囲で可能です。お立ち寄りください。

問合せ先: [REDACTED] 副会長([REDACTED])



資源循環局からのお願い

**バッテリーの取り外せない
小型家電〔コードレス掃除機
ロボット掃除機など〕は
燃やすごみとは別の袋で
「燃やすごみの日」に出してください**

バッテリーによる収集車の火災が多発しています

バッテリーの取り外せない充電式小型家電(例)



燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に30x15cm未満の小型家電は区役所等に設置されたピンクの回収箱に入れてリサイクルにご協力ください。



ホームページは掲示板の電子版です

日常のお知らせはホームページをご覧下さい。

PC検索

白幡上町自治会

検索



【くらし情報】

1)カーブミラー 1月初旬設置(神奈川土木事務所にて)

- ①白幡地区センター近くの仲町境の交差点へ
②自治会館脇の下り坂下のT字路交差点へ
の追加設置(既報) 新規設置

2)ゴミ集積場の改善

- 線路沿いの集積場のカラスネット交換とポスターの交換実施

3)ベンチの更新

- 白幡上町バス停のベンチが老朽化し危険な為、交換しました



【まちづくり活動】

1)地域まちづくり推進委員会の日程決定(まちづくりプラン認定の為の横浜市の審査会です)

3月7日(火) 横浜市役所にて

アンケートの結果や皆様からお寄せいただいたご意見を含めて発表します。

今後の予定: 4月 審査結果発表

5月 ニュース発行、総会議案書にて今後の計画(中期)をご提案します

6月 総会議決を得て、活動を進めてまいります

横浜市からのお知らせ(意見募集)

横浜市からのお知らせ 令和5年1月発行 「横浜市密集市街地における地震火災対策計画(素案)」について

みなさまのご意見を募集しています!

令和5年1月24日(火)から2月22日(水)まで

横浜市ホームページ [横浜市 地震火災対策](#) 検索

白幡上町の活動が紹介されました

全世代の参加者を呼び込む、面白い地域防災活動の工夫(白幡上町自治会)

「全世代型」をコンセプトに掲げて活動しているのが白幡上町自治会だ。「住民誰もが安全安心に暮らせるまち」を目指し、災害時の住民の避難と消火活動の改善という地域課題に対応すべく、2021年に活動を開始した。

防災情報や地域活動の周知に力を入れており、自治会ホームページの開設に加え、回覧板に替えて自治会報を全戸配布化。さらに発災時の情報の速達性を考え公式SNSを開始、約350人が登録している。

子ども会と連携したクイズ式の防災訓練「Kamiちゃんれ」の実施や、消火訓練を幼稚園園庭で行い当日朝にSNSで参加を呼びかける等、子育て世代をはじめ誰もが参加しやすい配慮が優しい。

今後は避難路となる道や階段、消防設備の整備などを検討中。輪を広げるため、同じ活動の繰り返しではなく、「面白い」と思ってもらう工夫を重ねている。

幼稚園での消火訓練



DATA

名称…白幡上町自治会
(神奈川区白幡上町)
活動開始年…2021年
総世帯数…約1,400世帯



参加者募集
事前申込不要

歩いて知ろう、危険箇所!!

白幡上町



まち歩きフェスタ

防災



8月28日(土)
16:00~
(1時間程度)

交通
安全

白幡上町
自治会館
広場集合



防犯

まち歩きフェスタとは

白幡上町のまちをウォーキングしながら、危険箇所を探すイベントです。地図上のチェックポイントを探したり、クイズに答えたり、ゲーム形式で楽しめます。参加賞もご用意しております。幅広い世代の参加をお待ちしています。

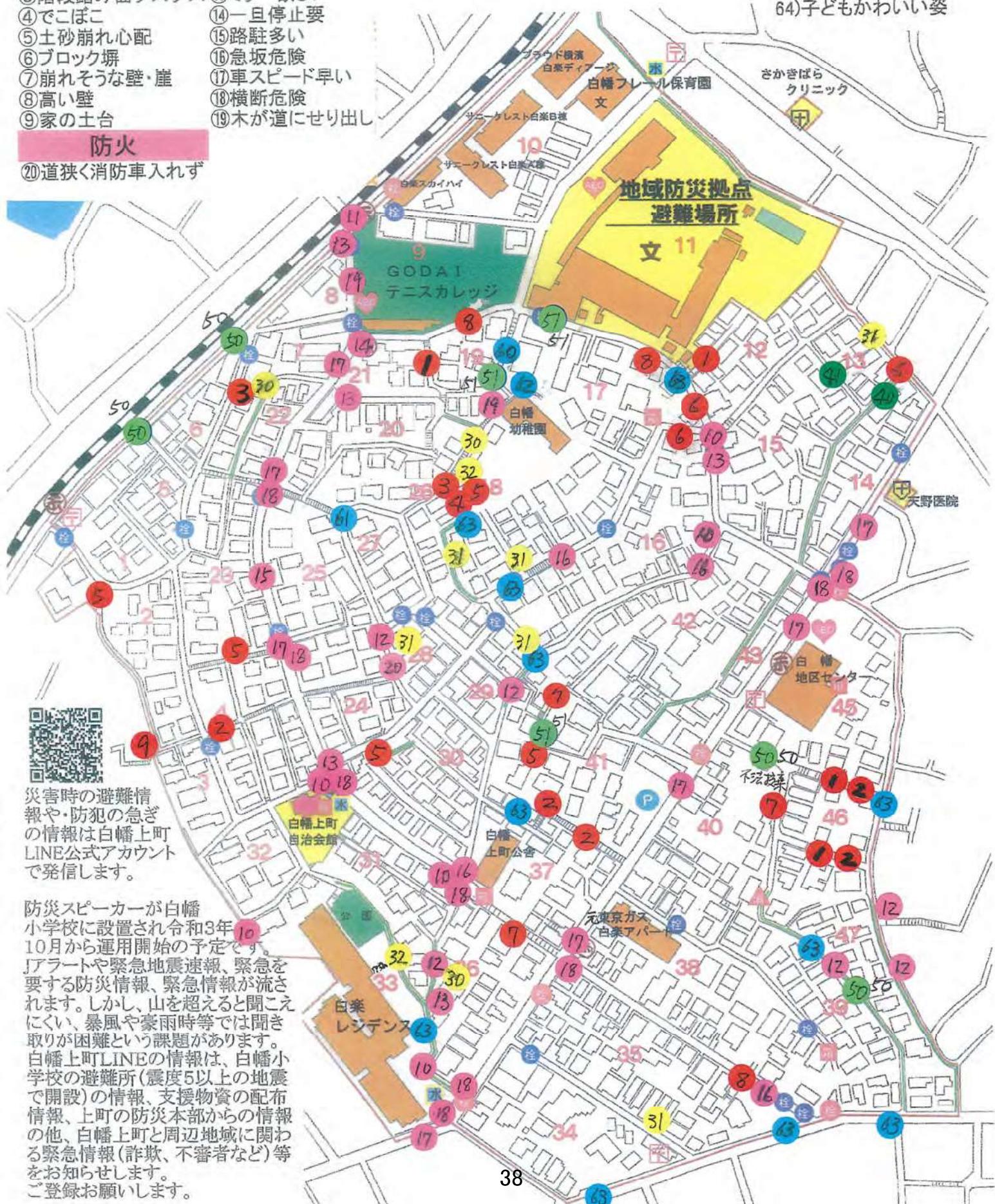
事前の申し込みは不要ですのでお気軽にご参加ください。

*熱中症対策として来場後すぐに参加者全員にペットボトル飲料を配布します。
*コロナ感染予防に十分配慮して開催致します。

まち歩きフェスタ調査中間まとめ

2021年9月15日

防災(避難路)	交通安全	防犯	通学路	環境	良いところ
防災(避難路)	(10)見通し悪い	(30)夜道が暗い	(40)ブロック塀	50)ゴミ散乱	60)お庭が綺麗
①階段急で危険	⑪踏切危険	③空家	④私道凸凹道	51)草ぼうぼう	61)長い階段
②手摺欲しい	⑫狭い道	③人通り少ない			62)花壇綺麗
③階段踏み面グズグズ	⑬ミラー欲しい				63)景色良い
④でこぼこ	⑭一旦停止要				64)子どもかわいい姿
⑤土砂崩れ心配	⑮路駐多い				
⑥ブロック塀	⑯急坂危険				
⑦崩れそうな壁・崖	⑰車スピード早い				
⑧高い壁	⑱横断危険				
⑨家の土台	⑲木が道にせり出し				
防火					
⑩道狭く消防車入れず					



1 自治会運動企画
まちを調べてみよう！

登校するとき、出かけるとき、危険なところはないかな？
好きな道、景色のいい場所、お気に入りはどこかな？

いつも歩いているまちの様子をもういちどよく見て、気づいたことをふせんに書いて調査マップに貼ってみよう。

あの場所は花火見上る
花火を出す事が出来ない
この道は非常によい

Kami 2021 ちゃれ

今年度の Kami ちゃれは、
まち歩きや防災に関するチャレンジだよ。
おうちの人と一緒に挑戦してみよう！

できたところの にチェックしてみてね！

1つでもできたら OK ! 提出して参加賞をもらおう★

2 災害が起きたときの家族の決まりを作ろう！

災害は、学校・習い事・会社・買い物など、家族が離ればなれになっているときに起きる可能性もあるね。災害が起きたときどうすればいいか、家族で今から話し合っておこう。



白幡上町の避難先

- 地域防災拠点 白幡小学校 地震・台風等発生時の避難場所
- 広域避難場所 岸根公園 大火災発生時の避難場所

避難までのルート

□ 安否確認のための連絡方法は…

□ 習い事や塾から、家や避難所までの徒歩ルートは…

□ 家族や親戚の情報・連絡先のメモを準備しておこう

□ 避難所での具体的な待ち合わせ場所は…

□ 非常持ち出し袋のチェックをしてみよう など…

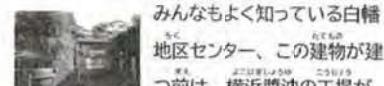
3 公衆電話を使って家族に電話をかけてみよう！

もしものときのために、公衆電話を使ってみよう。自治会館や向町セブンイレブン近くに設置されているよ。大規模災害時には無料で使えるよ。



班 学年 名前

4 知ってた？読んでみて 白幡上町の歴史



みんなもよく知っている白幡地区センター、この建物が建つ前は、横浜醤油の工場が

あつたよ。今は松見町に移転しているけれど、昭和12年（1937年）の創業時からずっと、横浜市内で唯一、老舗のしょうゆ醸造を行っているよ。



上町にはほかにも、火の見やぐらがあつたり、足洗川という川が流れています。今とは違う景色が広がっていたんだね。おじいちゃんおばあちゃんや、地域の人に話を聞いてみると楽しいね。



5 坂や道の愛称を考えてみよう！

いつも通っている坂や道、階段の名前を募集！

好きな場所を選んで、名前のアイデアを考えて書いてみてね。

みんなのアイデアが集まったら、発表したり投票で決めてみるかも？

選んだ場所は
坂道名前



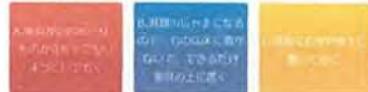
6 防災クイズにチャレンジ！

全問正解を目指してやってみよう！
正解と思うものに○をつけてね。

① エレベーターの中で地震のゆれを感じたら、一番最初にどうしたらよいでしょう？



② 地震にそなえて、おうちでできる正しいそなえはどれでしょう？



③ 子どもだけでおうちでいるときに大きな地震。近くにお父さんやお母さんがいない、連絡もとれないときはどうしたらよいでしょう？



④ 台風が接近し雨や風が強くなっているときの行動として、「正しくないもの」はどれでしょう？



⑤ 路の位置まで浸水している場合の避難。道路での移動の仕方で、「正しいもの」はどれでしょう？



7 LINEで上町自治会を友だちに追加しよう！

大規模災害・防災・防犯等の緊急連絡や注意喚起を行う、白幡上町自治会の公式アカウントです。家族のLINEに登録しておこう！

『防災・防犯に強い住み良い』

わ1回

「まちづくり活動」に関するアンケート

※ 次の設問にお答えください。該当する番号を○で囲んでください。

防災版

複数回答可

- ① アンケートに回答された方の属性についてお伺いします。

【年代】 1. 20歳未満 2. 20~30代 3. 40~50代 4. 60~70代 5. 80歳以上

【性別】 1. 男 2. 女

【日常の滞在について】日頃長くいる場所についてお答えください。

1. 自宅(町内) 2. その他外出先(町外) 3. 勤務先や学校(町内)
4. 勤務先や学校(町外) 5. その他外出先(町外) 6. その他

【主要移動手段】1. 徒歩 2. 自転車 3. 車・バイク 4. その他

- ② 住まいの周辺で、災害時に危険を感じる場所はありますか？

1. 道が狭く避難時が不安
2. 階段があり避難時が不安
3. がけ崩れや建物や工作物の倒壊等の危険がある
4. その他

- ③ 日頃からまちの防災についてどのような備えをしていますか？

1. 家族との待ち合わせ場所を決めている
2. 避難するルートを決めて避難しやすいようにしている
3. 消火器や消火栓の場所を確認している
4. 危険な個所を家族で確認している
5. 避難所や避難場所を家族で確認している
6. その他

- ④ まちの防災性を高めるためにどのようなものが街に必要だと思いますか？

1. 階段に手すり 2. 行き止まりの改善 3. 避難路の整備
4. 消火器の設置 5. 消火栓の増設 6. 防災スピーカー設置
7. 防災備蓄の充実 8. がけの改善
9. その他

- ⑤ 防災に対する意識を高めるためにどのような取り組みが必要だと思いますか？

1. 日頃から近隣同士の連絡体制を作る
2. 家庭内での災害時の連絡体制・安否確認の方法等の確認
3. 防災訓練の実施 4. 防災パトロールの実施
5. その他

- ⑥ その他、防災や防犯に関するご意見を自由にご記入ください。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

白幡上町自治会



白幡上町LINE公式アカウントからも、アンケート回答が可能です。

「まちづくり活動」に関するアンケート集計表

実施元：白幡上町自治会

まち歩きフェスタ

令和3年8月28日(土)開催

関数入力

kamiちゃん2021

令和3年11月16日(土)開催

LINEアンケート実施

第一回 令和3年8月28日(土)～令和3年10月15日

第二回 令和3年10月16日(土)～令和3年11月23日

① LINEアンケート	82
紙アンケート	90
総回答数	172

※ 次の設問にお答えください。該当する番号を○で囲んでください。（複数回答可）

① アンケートに回答された方の属性についてお伺いします。

【年代】

1. 20歳未満	5	3%
2. 20～30代	39	23%
3. 40～50代	112	65%
4. 60～70代	16	9%
5. 80歳以上	0	0%
計	172	100%

【性別】

1. 男	25	15%
2. 女	147	85%
3. その他	0	0%
計	172	100%

【日常の滞在について】日頃長くいる場所についてお答えください。

1. 自宅（町内）	131	60%
2. その他外出先（町外）	7	3%
3. 勤務先や学校（町内）	15	7%
4. 勤務先や学校（町外）	64	29%
5. その他外出先（町外）	2	1%
6. その他	1	0%
計	220	100%

【主要移動手段】

1. 徒歩	98	39%
2. 自転車	67	27%
3. 車・バイク	41	16%
4. 鉄道	35	14%
5. その他	9	4%
計	250	100%

② 住まいの周辺で、災害時に危険と感じる場所はありますか？

1. 道が狭く避難時が不安	64	27%
2. 階段があり避難時が不安	41	18%
3. がけ崩れや建物や工作物の倒壊等の危険がある	78	33%
4. その他	9	4%
5. 特になし	41	18%
計	233	100%

③ 日頃からまちの防災についてどのような備えをしていますか？

1. 家族との待ち合わせ場所を決めている	80	29%
2. 避難するルートを決めて避難しやすいようにしている	7	3%
3. 消火器や消火栓の場所を確認している	27	10%
4. 危険な個所を家族で確認している	42	15%
5. 避難所や避難場所を家族で確認している	89	32%
6. その他	14	5%
7. 特になし	16	67%
計	275	100%

④ まちの防災性を高めるためにどのようなものが街に必要だと思いますか？

1. 階段に手すり	40	9%
2. 行き止まりの改善	35	8%
3. 避難路の整備	76	9%
4. 消火器の設置	30	8%
5. 消火栓の増設	24	18%
6. 防災スピーカー設置	55	7%
7. 防災備蓄の充実	69	6%
8. がけの改善	79	13%
9. その他	14	18%
10. 特になし	6	57%
計	428	100%

⑤ 防災に対する意識を高めるためにどのような取り組みが必要だと思いますか？

1. 日頃から近隣同士の連絡体制を作る	89	27%
2. 家庭内での災害時の連絡体制・安否確認の方法等の確認	133	40%
3. 防災訓練の実施	56	17%
4. 防災パトロールの実施	37	11%
5. その他	11	3%
6. 特になし	3	1%
計	329	100%

地域まちづくりプラン 『白幡上町防災・防犯まちづくりプラン(仮称)』 に関するアンケート(第二回)

白幡上町では令和3年4月より、横浜市地域まちづくり推進条例(以下、条例)に基づく「地域まちづくりグループ」に登録し、活動を行ってきました。

8月には、まち歩きフェスタを開催し町の改善したい場所の調査、子ども会のKamiチャレにて調査等を行い、出された多くのご意見を活かして「地域まちづくりプラン(素案)」を作成し、条例に基づくプラン認定を目指して検討を進めてきました。

2月のしらかみでご案内のとおり、「まちづくりプラン(素案)」を配布させていただきます。皆さまのご意見を頂き、更に良いものにしたいのでアンケートにご協力お願いします。

※ 次の設問にお答えください。必要と思われる項目の番号を○で囲んでください。

- ① 安全・安心なまちの改善と維持 (※複数回答可)
- 1)路面の整備、段差の緩和
 - 2)階段の荒れた踏み面の整備
 - 3)急傾斜な階段への手摺の設置
 - 4)防犯灯の設置
 - 5)休憩場所の設置
 - 6)見通しの悪い交差点の改善(カーブミラーなど)
 - 7)歩道・車道の明示(カラー塗装など)
 - その他・自由意見
- ② 災害時に有効な消防設備の設置と維持 (※複数回答可)
- 1)消火栓の適正配置
 - 2)初期消火箱の追加設置
 - 3)街かど消火栓の配備
 - 4)既存消防設備の活用・周知(初期消火箱など)
 - その他・自由意見
- ③ 宅地(民地)の安全性の確保・啓発 (※複数回答可)
倒壊の心配があるブロック塀や崖などの改善の補助金事業(横浜市など)のご案内
- 1)ブロック塀等改善事業
 - 2)私道整備助成制度(舗装新設・補修、階段補修、手摺設置・補修工事など)
 - 3)身近なまちの防災設備整備事業補助(避難経路安全対策・行き止まり改善など)
 - 4)建築物不燃化推進事業補助(老朽建築物の除去費や建築物(新築)の耐火性能強化)
 - その他・自由意見
- 具体的な事業内容を知りたい方は、住所とお名前と番号(1)(3)等をご記入ください。
- ④ 災害時の活動・支援場所の整備と維持 (※複数回答可)
- 1)防災備蓄庫の更新
 - 2)備蓄品の拡充
 - 3)防災マンホールトイレの設置
 - 4)白幡上町自治会館の耐震化や老朽化対策など
 - その他・自由意見
- ⑤ 日常的地域防災・防犯活動の取組 (※複数回答可)
- 1)防火・防犯パトロール、防災PRなど
 - 2)消火訓練や防災フェア(炊き出し訓練)の実施
 - 3)災害時要支援者確認訓練の実施
 - 4)白幡小学校防災拠点との連携訓練
 - 5)災害時の行動指針作成、災害対策本部運営マニュアルの整備など
 - 6)消防団との連携
 - 7)ホームページや白幡上町公式LINEアカウントを活用しての情報提供の迅速化
 - その他・自由意見
- ⑥ その他、防災や防犯に関するご意見を自由にご記入ください。
- ⑦ アンケートに回答された方の属性についてお伺いします。

【回答者属性】 複数回答可

- 1)白幡上町にお住いの居住者
 - 2)白幡上町にある店舗の経営者
 - 3)白幡上町にある建物の所有者
 - 4)白幡上町内の地権者
 - 5)その他
- 【年代】 1)20歳未満 2)20~30代 3)40~50代 4)60~70代 5)80歳以上
- 【性別】 1)男性 2)女性 3)その他

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。白幡上町自治会

アンケートは、班長さんにお渡し(会費集金時に手渡し、班長さん宅へポスティング)、自治会館
広場側ドアポストに投入等ご都合の良い方法でお願いします。

地域まちづくりプラン

「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン（仮称）」のあらまし

1. 地域の成り立ちと課題

横浜市神奈川区白幡上町は、古くは江戸時代東海道から離れた寒村（白幡村）に始まり、昭和2年に開通した東京横浜電鉄（現、東急東横線）の沿線東側の丘陵地に郊外住宅地として発展した地域である。周辺には、白楽駅付近の六角橋商店街等の商業地も隣接する。町内は、主に小高い丘陵地で眺望が非常によく、日当たりの良い斜面地である。植栽等でのまちの環境づくりにも積極的であり、多世代に渡ってまちづくりに参画する意識も多い。魅力あるまちなみを誇りを持っている住民も多い地域である。

一方で、高台で傾斜地の住宅が多く、急坂や狭い道路が網目状につながっていて、災害時の緊急車両の通行や住民の避難に課題がある。第一種低層住居専用地域で、木造住宅が密集した地域であり不燃化推進地域に指定されていて大規模災害時の火災延焼が懸念されており、消火活動の改善の必要性が地域の課題として挙げられる。町内の住民の防災意識が高く、これまでに消防訓練や防災フェアでの炊き出し訓練など様々な防災活動を進めてきた。地域のまちづくりの目標を定め、それに基づいた災害等に強いまちづくりに向けて活動を進めていく。

2. まちづくりの目標

白幡上町防災・防犯まちづくりプラン（仮称）は、地域の子育て世帯、高齢者、子ども等が安心安全に暮らせるまちを目指し、日常的なまちの安全性の向上などに加え、災害時には“住民が防災力を発揮できるまち”になることを目標とする。また、助け合いや気遣い合いの自助共助が成熟したまちを目指し、住民の日常的な防災意識を向上させることを目標とする。

3. まちづくりのビジョン

安全安心なまちを実現する為、ハード・ソフト両面の活動を行います。

安全安心なまち

防災・防犯に強いまち

日常的な防災活動など（自助共助）の推進

4. まちづくりの取組

安全・安心な

みちの改善と維持

- ・災害時の避難ルートや日常的に良く使われるみちや、危険な階段の改善整備
(路面の整備、段差の緩和、手すりの設置、防犯灯の設置 等)
- ・見通しの悪い交差点の改善検討

災害に有効な

消防設備の設置と維持

- ・町内の防災力を高める為の消防設備の拡充
(消火栓（街かど消火栓）等)
- ・既存消防設備の活用・周知
(初期消火栓、消火器、防火水槽の活用・設置場所の周知)

宅地（民地）の安全性の確保・啓発

- ・沿道に倒壊の危険性のあるブロック塀や崖などの改善啓発
(倒壊の心配があるブロック塀や崖などの改善に向けた補助金事業の案内、所有者への自主点検シートの配布 等)

災害時の活動・

支援場所の整備と維持

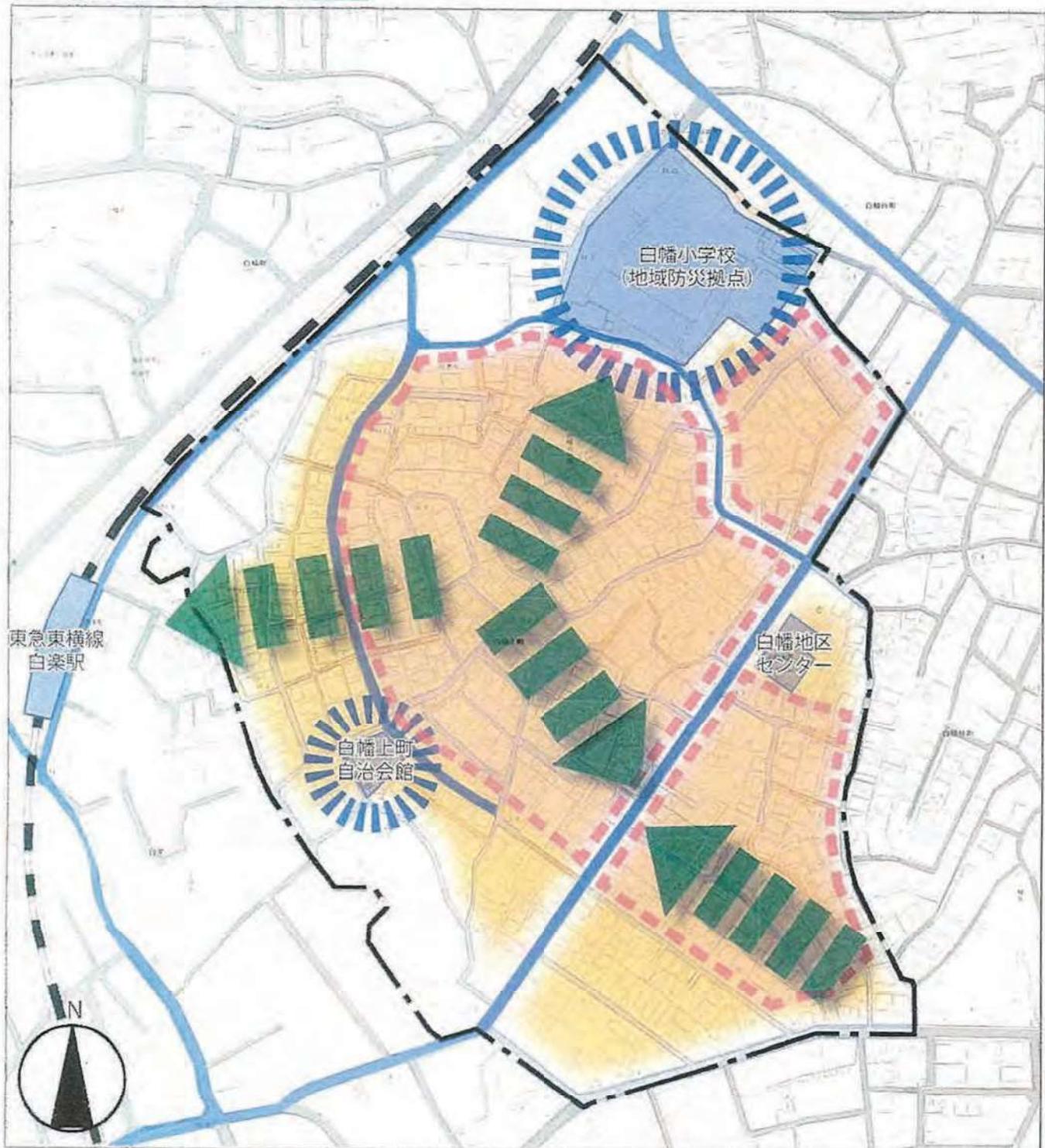
- ・災害時の避難場所の周知
- ・防災トイレや防災備蓄庫の設置・更新・拡充、拠点施設（白幡上町自治会館）の耐震化・老朽化対策の検討 等

日常的

地域防災活動の取組

- ・災害時の消防や救急の支援、日頃からの近隣同士のコミュニケーションの促進（防火・防犯パトロール、防災PR等）
- ・防災訓練や減災イベント等の実施、災害対策本部運営マニュアル、災害時行動指針作成 等
- ・防災情報発信の促進

5. まちづくりの方針図



◆区域全体に関わる項目

- ・倒壊等の危険性がある工作物等の改善啓発
- ・安全安心なみちの改善と維持

← ■ ■ ■ 丘から主要道路等への動線の方向性



消防設備設置の重点的促進ゾーン



災害時の活動支援場所



主要な道路



宅地の安全性の重点的啓発ゾーン

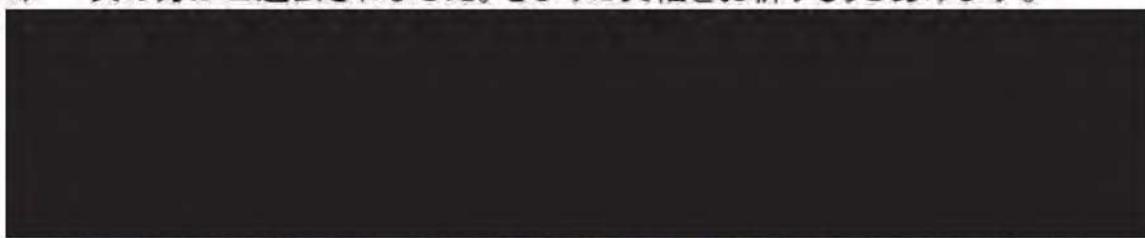


まちの主要な拠点・施設



町内会区域

おくやみ 次の方がご逝去されました。心よりご冥福をお祈りもうしあげます。



消火訓練の実施報告(防災部・防火防犯部)

多数のご参加を頂きありがとうございました。松見消防出張所所長や神奈川消防団第六分団から団長始め8名の方の指導を頂き、メイン会場(自治会館広場)57名、サブ会場(しらはた幼稚園園庭)44名の参加で多くの方に放水訓練をしていただきました。普段消火栓のマンホールを覗く機会が無いので皆さん興味深々！消防ホースの脱着や街かど消火栓ハリバーの放水も体験していただきました。今後も定期的に町内の各所で訓練を計画します。



しらはた幼稚園のご協力を頂きました。

まちづくり活動報告

アンケートの結果と、諸対策の検討・実施状況を報告します。

安全・安心なみちの改善と維持



災害時に有効な消防設備の設置と維持



- 神奈川土木事務所に改善要請実施(6月22日)
交差点の見通し改善(カーブミラー設置)・公道補修
- 私道階段路面整備や手摺設置は周辺住民のご理解が必須です。相談会を計画します。
- 寿命がきて性能が落ちたLED外灯の交換や暗い道への増設を進めます。(横浜市への要請含め)

- 消火設備の種類が分からないというご意見ありました。
しらかみ(5月6月号)に説明を掲載しました。
- 既存設備のPRの為、消火訓練を行いました。
消火訓練を継続して実施します。
- 防災Map(設備設置場所記載)を改訂し全戸配布計画。
ホームページでも防災Mapを見れるようにします。

災害時の活動・支援場所の整備と維持



日常的地域防災・防犯活動の取組



- 各項目について、今回の活動の中で検討し計画的に進めます。

- HP・LINEの充実・活用に多くの意見・提言を頂きました。
HP委員会で検討します。
- 防災訓練・消火訓練を充実し定期的に実施します。

LINE情報は、防災無線の役割を果たします。

災害時の避難情報や・防犯の急ぎの

情報はLINE公式アカウントで発信。

現在の登録者は318名

6月19日の防災訓練のお知らせでは4時間内に240名に伝達しました。



ホームページは掲示板の電子版です
日常のお知らせはホームページをご覧下さい。

PC検索 白幡上町自治会



地域まちづくりプラン（案）
「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」に関する意向確認
最終アンケートのお願い

日頃から白幡上町のまちづくりにご協力いただき、ありがとうございます。

白幡上町自治会は、このまちの住民が安全安心に暮らせる防災・防犯に強いまちの実現のため、令和3年4月に地域まちづくりグループとして横浜市に登録して、地域主体のまちづくり活動をさらに活発に進めてまいりました。

昨年の夏頃、まち歩きフェスタを開催し町の改善したい場所の調査や、子ども会のKamiチャレンジにおいても調査等を行い、出された多くのご意見を生かして地域まちづくりプラン案「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」を作成しました。また今年4月から5月に自治会会員などに対して実施したアンケート調査では、プラン案について白幡上町の皆様から多くのご意見及びご支持をいただきました。

このたび、地域まちづくりを推進する白幡上町自治会が地域の課題解決に向けたまちづくりのビジョン・具体的な手法をまとめた「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」と、それを運営する「白幡上町自治会」について、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく市長の認定を受けるための最終アンケート調査を実施し、皆様のご意見を伺いたいと思います。この認定のためには、本アンケートで白幡上町に居住する皆様の多数の賛同を得る必要があります。

また、認定を受けることで、「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」に基づいた地域主体の活動は、市と協力しながらまちの課題改善に取り組むことができます。

本アンケートに添付しました、地域まちづくりプラン案「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」をご覧いただき、賛成いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

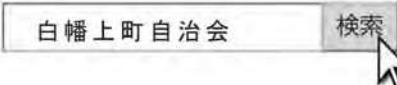
別添のアンケート用紙に必要事項をお書き込みの上、

令和4年11月28日（月）までに、白幡上町自治会までご提出ください。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、趣旨をご理解の上、ご協力の程よろしくお願ひ致します。

尚、本アンケート調査についてのお問い合わせは自治会までお願いします。

地域まちづくり活動の内容については、
HPでもご覧いただけます。



令和4年11月

白幡上町自治会 会長

〒221-0075 横浜市神奈川区白幡上町31-2

電話 :

FAX :

メール :

自治会への入会も募集しています。
HP入会案内 ⇒



地域まちづくりプラン（案）
「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」に関する意向確認
最終アンケート用紙

1. 今回の地域まちづくりプラン（案）「白幡上町防災・防犯まちづくりプラン」の内容について、どの様に思われますか？（※ A～C のどれか一つを〇で囲ってください。B または C を選択した場合、具体的な部分・理由を記載してください。）

A 賛成

B 基本的には賛成だが、改善すべき部分や理解できない部分がある。

・改善すべき部分

・理解できない部分

C 反対 ※理由を記載してください

[]

2. 地域まちづくり組織「白幡上町自治会」が地域まちづくりプランを運営することについて、どの様に思われますか？

A 賛成

B 反対 ※理由を記載してください

[]

3. その他、白幡上町のまちづくりについて、ご意見があればご記入ください。

[]

ご回答者（任意記入）

お名前：

ご住所：白幡上町

提出方法

- ① ポスティング〒221-0075 神奈川区白幡上町 31-2 自治会館地図
② 郵送 同
③ FAX : [REDACTED]
④ メール : [REDACTED] 添付ファイルでお送りください。
⑤ 白幡上町自治会 HP の「最終アンケート」のページから回答



アンケート回答用紙は HP から
ダウンロードできます。

白幡上町自治会

TEL.045-421-1564 (会館利用時のみ)

〒221-0075 横浜市神奈川区白幡上町31-2

トップページ	地域まちづくり活動	まちづくりプラン最終アンケート	主なイベント	年間計画	しらかみ	防犯活動	防災活動
写真ギャラリー	ゴミ収集案内	公式LINE	入会案内	お問合わせ	ボランティア	自治会役員・組織	役員会のページ
会館の利用案内・予約	アクセス	白幡上町沿革	サイトマップ				班長さんのページ



山陽地図センター



山陽上町自治会館



東急電鉄



情報の最新更新日

- 2022年11月 6日 *しらかみ11月号、まちづくりプラン最終アンケートページ公開
2022年11月 3日 *会館利用更新
2022年10月27日 *入会案内改訂
2022年 9月24日 *しらかみの過去分掲載は1年半までにしました。

急に寒さが厳しくなってきました。新型コロナウイルスの水際対策が大幅に緩和され、外国人旅行客の入国が解禁され、観光地は国内外の旅行客で活況を呈しています。このような状況下で新型コロナとインフルエンザの日本ではまだ行われてはいません。白幡上町の活動についても様々な形で活動がなされています。

最新情報

まちづくりプラン最終アンケート

「白樺上町防災・防犯まちづくりプラン」に関する意向確認

最新情報

2022年11月09日 ホームページ公開

2022年08月08日 課題立案

1. プラン内容への回答 (A 賛成、B 基本的に賛成 C 反対) (選択)

A
 B
 C

B 基本的に賛成の理由 (任意)

迷惑すべき点、問題でない部分

C 反対の理由 (任意)

2. 地域まちづくりアランの運営組織 (A 賛成 B 反対) (選択)

A
 B

B 反対の理由 (任意)

(お名前、住所等)

まちづくり活動へのご意見 (任意)

(お名前、住所等)

ご回答者 (任意) 個人情報はこの回答のみに限定されます

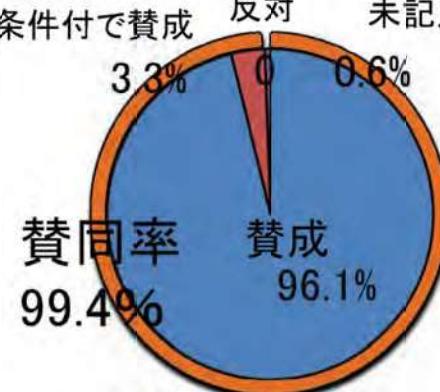
(お名前、住所等)

送信

まちづくりプラン最終アンケート報告

Q1 まちづくりプランについて

条件付で賛成 反対 未記入



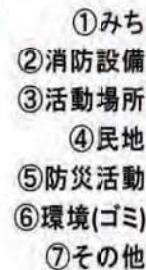
賛同率
99.4%

賛成
96.1%

全般のコメント数

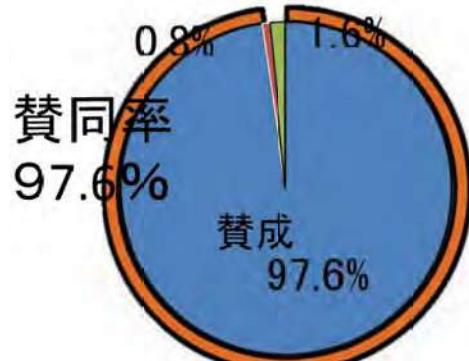


分野別コメント数



Q2 自治会が運営することについて

反対 未記入



賛同率
97.6%

賛成
97.6%

今後も「しらかみ」やホームページを通じてご説明していきます。

【主な賛成意見】

回答

・住み易い町になる様活発に活動して欲しい	・町民の皆様のご協力をお願いします
・できる範囲で協力したい	・検討委員会への参加をお願いします(再募集予定)
・プロジェクトシートが分かりやすかった	・デザインやレイアウトは検討委員会で検討し、作成・活動の経費は市のまちづくり活動助成金を活用しました

【主な要改善意見】

・予算と責任区分が知りたい	・プロジェクトにより、市のまちづくりに関する助成金等の支援を受けて、上町自治会が推進します
・①～④の優先順位付け	・①みち②消防設備③支援場所④民地の優先順位は無く、プロジェクト毎に順位付けします
・実行スケジュールと項目毎の優先度を知りたい	・チラシのプロジェクト案はイメージしやすいものを掲載しました。まち歩き活動他で出た多くの案件を検討しています
・各プロジェクト案の選定理由が不明	・H27年の活動でアンケート集約しましたが、推進体制が整わず中断。今回の活動で検討します。
・危険な階段について過去にアンケートに出したのに全く進まない。	・既設倉庫(会館横)が手狭な為更新時の拡充を検討しています
・防災備蓄を充実して欲しい	・個人情報の為明示していません。ブロック塀等の改善工事費補助金事業をご案内します(申請は個人でなければできません)
・ブロック塀の危険な場所が入っていない。	

【主な理解不能意見】

行政(市区)と自治会の役割】

・資金の出所、事業の実施責任者等具体的な事項が理解不能
・個人負担金の有無
・危険個所の改善へ土地所有者の協力?

・防災等に関する各種施策の制定や私道への補助金制度の導入は行政が行い、地域の事情に詳しい自治会等(地域まちづくり組織等)が補助金制度の利用の検討し申請を行います
・場所によって、土地所有者へご協力をお願いします。

推進体制】

※推進委員会にて市区から助言を受けて進めています。プロジェクト運営の知見を持った方の参画を歓迎します。

資金計画】

・木造住宅密集市街地(上町該当)での防災まちづくり活動に対して事業助成制度がありますが、地域まちづくりプランに認定されて実施する事業には限度額がUPします
・自治会の会館整備積立金、資源回収費の活用を検討します

スケジュール】

・まちづくり推進委員会は3月7日
・認定後3年間を目途に各種プロジェクトを実行していきます

【その他の意見】

・カーブミラーや防犯灯の増設を望みます。	・全市で要望が多いので通常は1か所程度/年。この活動で増設を検討
・急傾斜の階段の補修や手摺の設置を進めて欲しい	・土地所有者のご理解・利用者数・老朽化の度合い・実施費用などを勘査して実施場所を決定します



横浜市都市計画マスタープラン・
神奈川区プラン
神奈川区
まちづくりプラン



平成 31 年3月
神奈川区役所・都市整備局



神奈川区まちづくりプラン

6 都市防災の方針

6-1 災害に強い安全・安心のまちづくり

地震、火災、風水害など様々な災害に強い防災まちづくりを進めるとともに、万が一災害が生じても、被害を最小限に止め早期に復旧できる体制を強化します。

また、犯罪の起こりにくいまちづくりへの取組を進めます。

(1) 現状と課題

- ・内陸部を中心に、古い木造住宅が密集した地区があります。地震などの災害時における家屋の倒壊や延焼の危険性があるとともに、狭い道路が多く緊急車両等の進入が困難であることなど、防災上大きな課題があり、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」(以下、「地震火災対策方針」という。)の対象地域となっています。
- ・臨海部では津波・高潮による浸水被害が想定されています。
- ・都心部では災害時、来街者などの人口集中により、不特定多数の避難者や帰宅困難者が見込まれています。人口や都市機能が集中しており、災害時においても災害対策、救急・救援活動等の中心となるべき機能が集中していることから、都市防災施設の整備や確保のほか、災害時の混乱を想定し、地域、事業者、鉄道事業者、行政が一体となって災害対策に取り組む体制の強化を図る必要があります。
- ・土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域が点在しています。
- ・震災時などの避難場所として、地域防災拠点を指定していますが、高齢者や障害者等は、地形の高低差などにより地域防災拠点への移動が難しい場合があります。
- ・区内における犯罪の発生件数は減少傾向にありますが、引き続き防犯対策が必要です。

(2) まちづくりの方針

① 地震・火災

- ・地震による家屋の倒壊やその後の火災を防ぐため、建物の耐震化・不燃化を図ります。特に、木造住宅が密集する地域では、狭い道路の拡幅を図るとともに、さらに、建物の共同化・不燃化、広場の設置などによるオープンスペースの確保などを促進し、火災に強いまちづくりを進めます。
- ・「地震火災対策方針」の対象地域では、出火率の低減や初期消火力の向上等につながる取組を強化します。さらに「地震火災対策方針」における「重点対策地域（不燃化推進地域）」では、「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」による耐火性能強化の義務付けなどにより、建築物の不燃化を促進します。
- ・地域における防災力向上を図るため、まちの防災組織の活性化に取り組みます。
- ・地域住民によるまちづくり協議会の発足や防災まちづくり計画の策定を支援し、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・地震火災対策重点路線に位置づけられている都市計画道路の整備を進め、併せて、沿道建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を図ります。
- ・幹線道路の整備や、沿道建築物の耐震化対策等により、緊急輸送路を確保するとともに、

事業者と連携しながら、電気、ガス、上下水道及び通信施設などのライフライン施設の耐震対策やエネルギー供給の多重化多様化を推進します。

- ・初期消火のための設備を拡充するなどして、地域の初期消火体制の強化に努めます。
- ・震災時などに避難空間や仮設住宅建設用地などに活用できる、防災協力農地の指定を通して、防災空間の確保に努めます。
- ・臨海部では、民間事業者の協力を得ながら埋立地の液状化対策や老朽護岸・工場の耐震性の強化を進めます。併せて、津波等に対する浸水対策を推進します。また、沿岸の市街地・工場地帯における公共・民間施設を活用した津波避難施設の確保に取り組み、併せて避難場所・避難経路の確保を推進します。
- ・都心部において、特に横浜駅周辺については、ゆとりある歩行者空間の創出、テッキレベルの歩行者ネットワーク構築とともに、地盤の嵩上げや下水道・河川事業による浸水対策、地下施設等における避難確保や浸水防止に向けた対策、災害時の帰宅困難者一時滞在施設・津波避難施設及び避難経路などの整備を計画的に進めます。また、発災後の運営体制などのソフト面はもとより、津波の届かない位置への建物の電源設備や防災センター等の配置誘導等、災害時の活動継続に関わるハード面の対策についても、官民連携のもと強力に推し進めます。

《参考》横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針(平成26(2014)年3月策定)

平成24(2012)年10月に見直しを行った「横浜市地震被害想定」における火災被害が大きいことから、地震による火災被害を軽減するため、平成26(2014)年3月に「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を策定しました。これにより、全市域において減災・防災力の底上げを図るとともに、施策の対象地域を絞り込んで重点化を図り、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」と火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」との両論で「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を進めています。



② 風水害

- ・局地的大雨などの災害に対して、浸水被害が発生していることなどから、浸水災害を防止するために、雨水幹線などの雨水排水施設や雨水貯留施設などの整備を進めるとともに、雨水浸透施設などの設置を促進します。
- ・崖崩れ等のおそれのある斜面地においては、「かけ地防災・減災対策工事助成金制度」や「急傾斜地崩壊対策事業」などを活用した改善を促進します。
- ・高潮対策として、最新の知見による想定などを踏まえ、海岸保全施設等の整備を進めていきます。

神奈川区まちづくりプラン

③ 地域防災拠点など

- 震災時の避難場所となる地域防災拠点では下水道直結式トイレ拡充などによる機能強化や、情報提供の充実を図ります。また、医療関係者とのネットワークを強化します。さらに、地域防災拠点を中心として防災訓練を実施するなど、地域の防災力を強化します。
- 地域の防災組織による、安全な避難ルートの確保や災害時に利用できる施設等の確認を支援します。また、高齢者や障害者など地域防災拠点への避難が難しい場合は、自治会館の防災拠点化など、地域と連携した取組を推進します。
- 帰宅困難者への対応を図るため、帰宅困難者一時滞在施設の確保を図ります。大人数が収容可能な大規模施設等の開発時には、災害時の帰宅困難者一時滞在施設の導入を事業者に対して誘導していきます。

④ 防犯のまちづくり

- 犯罪の発生を未然に防ぎ、安心して生活できるまちの実現に向け、道路・公園・建物を整備する際には、道路の隅切り等による死角の抑制や、防犯灯設置等により暗い場所をつくらないなど、犯罪の抑止の視点を考慮したまちづくりを推進します。
- 空き家化の予防や管理の行き届いていない空き家・空き地の防止に向けて、所有者、行政、地域など多様な主体の連携を図ります。

【コラム】松ヶ丘防災に強い町をつくる会の取組

東日本大震災をきっかけに、首都圏における大地震発生時の避難活動を想定し、自治体で防災組織の見直しを図る検討が平成23(2011)年に行われました。平成27(2015)年には、松ヶ丘まちづくりプランが認定され、現在、自治会で行われていた活動に加え、プラン認定を受けたまちづくり活動が行われています。

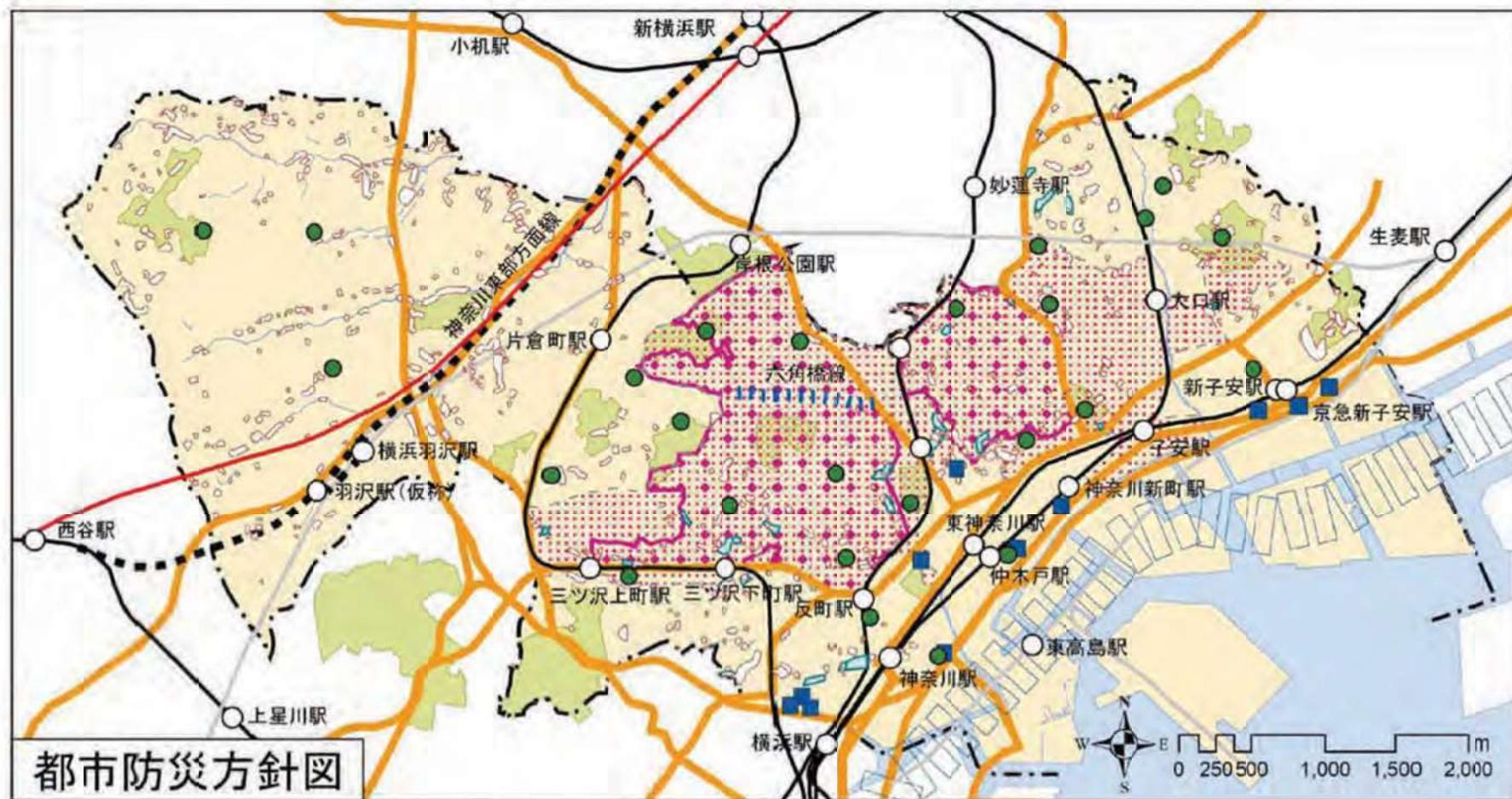
主な取組として、松ヶ丘自治会館と松ヶ丘公園の防災拠点化、総参加防災訓練の実施、まちの要援護者の把握活動などが挙げられます。それらの周知活動を通じ、住民同士の交流を深める意図も含まれています。

今後も、防災支援を中心とした様々な町の課題に取り組むことで、町民の参加を一層促し、町の活性化を目指しています。



画像：松ヶ丘まちづくりプランより

57



都市防災方針図

凡例

■ 広域避難場所	□ 土砂災害警戒区域	地震火災対策重点路線	○ 鉄道(駅)	■ ■ ■ 鉄道(予定路線)	- - - 区界
● 地域防災拠点	■ 急傾斜地崩壊危険区域	■■■■■ 地震火災対策方針の「対象地域」	— 既存旅客路線	□□□ 鉄道(計画路線)	— 海・河川
■ 津波避難施設	— 緊急輸送路	● ● 上記対象地域のうち 「重点対策地域(不燃化推進地域)」	— 既存貨物路線	— 新幹線	